慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する一考察(一) : RPSとFITの関係性を中心としたわが国への示唆
Sub Title	A study regarding the law of renewable energy in the United States of America : suggestion for Japan focusing on the relationship between RPS and FIT (1)
Author	小林, 寛(Kobayashi, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.10 (2017. 10) ,p.37- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20171028-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する一考察（一）

――ＲＰＳとＦＩＴの関係性を中心としたわが国への示唆――

小林　寛

はじめに
第１章　アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制――連邦法の検討――
第１節　連邦電力法（Federal Power Act of 1920）
第１款　概要
第２款　ＦＰＡに関する近時の事案
第２節　公益事業規制政策法（Public Utility Regulatory Policies Act of 1978）
第３節　二〇〇五年のエネルギー政策法（Energy Policy Act of 2005）
第４節　連邦法の下でのＲＰＳとＦＩＴ
第５節　その他の再生可能エネルギー支援制度
第１款　再生可能エネルギー税額控除の延長・段階的廃止（renewable energy tax credit extension and phaseout）
第２款　電化製品およびその他の最終使用設備に係る省エネルギー基準（energy efficiency standards for appliances and other end-use equipment）
第２章　アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制――七州の制度の検討――
第１節　アメリカ合衆国におけるＦＩＴの理解とこれを採用する州
第２節　七州の制度の検討
第１款　ハワイ州

第2款　メイン州
第3款　オレゴン州
第4款　ロードアイランド州
第5款　バーモント州
第6款　ワシントン州
第7款　カリフォルニア州
（以上、本号）
第3章　アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制――連邦法および各州制度の検討を踏まえて――
第1節　連邦法と州法の関係性
第2節　ＲＰＳとＦＩＴの関係性
第3節　各州におけるＦＩＴの分析
第4章　わが国の再生可能エネルギー法制
第1節　わが国のエネルギー政策の変遷とＲＰＳの成立経緯
第2節　わが国のＦＩＴの成立・改正経緯
第3節　わが国のＦＩＴの内容――二〇一六年五月改正後――
第1款　ＦＩＴの概要
第2款　改正再エネ特措法によって導入された入札制度
第3款　改正再エネ特措法のその他の内容
第5章　アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に関する考察を踏まえたわが国への示唆
第1節　ＦＩＴと入札制度等
第2節　ＲＰＳとＦＩＴの関係性
第3節　地域特有のＦＩＴの導入の妥当性
むすびに代えて
（以上、九十巻十一号）

はじめに

筆者は、アメリカ合衆国における再生可能エネルギー法制の下での再生可能エネルギー基準（Renewable Portfolio Standards）（以下「ＲＰＳ」という）と固定価格買取制度（Feed-in Tariff）（以下「ＦＩＴ」という）の関係性について考察したことがある。[1] 両者は、地球温暖化対策として再生可能エネルギーの利用を促進する手法という点で共通しているが、[2] ＲＰＳが利用すべき再生可能エネルギー電気の量に着目するのに対して、ＦＩＴは再生可能エネルギー電気の価格に着目する点で両者は大きく異なる。[3] 地球温暖化対策に関して現在、世界は京都議定書の第一約束期間終了後の第二約束期間に移行しているところ、二〇一五年一二月一二日にパリ協定が採択され、

各国の批准が進み、同協定は二〇一六年一一月四日に発効した。[4] これにより、すべての国が排出削減に向けた目標・行動を作成・提出し五年ごとに更新する義務を負うことから、世界全体における地球温暖化対策がより一層求められることが明らかとなった。[5]

この点、わが国の二〇一六年四月からの電力自由化への移行に先行して、アメリカ合衆国の一九九二年エネルギー政策法が電力自由化の契機となったといわれるのと同様に、[6] 再生可能エネルギー法制を含む環境法の様々な局面において同国の対応はわが国に先行している。そうすると、アメリカ合衆国を欧州以外の比較対象国の一つとすることは有益な研究であると考えられる。

二〇一四年度におけるわが国の発受電電力量（一般電気事業用）に占める再生可能エネルギーの割合は一二・二％（水力を除くと三・二％）とされているところ、[7] エネルギー政策の基本的視点とされる、安定供給、経済効率性、環境適合および安全性（「3E＋S」）を考慮して、[8] 二〇一五年七月に策定されたエネルギーミックスによると二〇三〇年度に再生可能エネルギーの割合を二二～二四％程度（うち地熱一・〇～一・一％程度、バイオマス三・七～四・六％程度、風力一・七％程度、太陽光七・〇％程度、水力八・八～九・二％程度）に増加させる目標が定められた。[9] しかし、この目標は義務づけられたものではない。わが国は、二〇〇二年に電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成一四年六月七日法律第六二号）を制定し、電気事業者[10]は販売電力量のうち基準利用量以上の新エネルギー等（同法二条二項）電気の利用をしなければならないこととなった（同法五条）（以下「RPS」という）。[11] しかしながら、二〇一一年三月一一日の東日本大震災の後、同年八月に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二三年八月三〇日法律第一〇八号）（以下「再エネ特措法」という）が制定された。これにより、RPSから、固定価格買取制度（Feed-in Tariff）（以下「FIT」という）にとって代わることとなった。[12] したがって、電気事業者は、RPSによる基準を達成する義務を負ってい

るわけではないし、エネルギーミックスに策定された目標を達成する義務を負っているわけでもない。後述するとおり、わが国の再エネ特措法に基づくＦＩＴが二〇一二年七月一日に施行されてから様々な課題が発生し、二〇一六年五月に重要な改正が行われた。今後も再エネ特措法の施行状況を踏まえて改正が行われることが予想される。この点、今後のわが国の対応として、大塚直教授による「ＦＩＴによって再生可能エネルギー導入が飽和状態になったときはＲＰＳに戻ることが検討されるべき」との指摘がある。[13] もしＲＰＳに戻る場合には、電気事業者はＲＰＳによる基準を達成する義務を負うことになる。これに対して、アメリカ合衆国の複数の州においては、後述するとおり、ＲＰＳとＦＩＴが補完関係にあることが認められる。そこで、本稿は、アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制（特に州の制度）を考察の対象としながら、わが国における今後の再生可能エネルギー法制について、ＲＰＳとＦＩＴの関係性を中心に検討を行い、一定の示唆を見出すことを目的とする。

本稿における考察の順序として、まずアメリカ合衆国の再生可能エネルギーに関する連邦法およびその下での再生可能エネルギー支援制度について検討を行う。その後、ＦＩＴを採用して再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいる七つの州の制度を考察する。このことによって、連邦法と州法の関係性およびＲＰＳとＦＩＴの相互補完関係性を浮き彫りにすることができる。アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制の検討を踏まえて、わが国の再生可能エネルギー法制について成立・改正経緯を概観し、制度の中核をなすＦＩＴの内容を検討する。ＦＩＴの検討にあたっては近時の再エネ特措法の改正（特に入札制度）にも焦点を当てる。そのうえで、アメリカ合衆国における法制との比較考察によって、わが国の法制度について一定の示唆を見出すことを試みる。すなわち、むすびに代えて、ＲＰＳかＦＩＴかの択一的議論ではなく、ＦＩＴないしはＦＩＰをＲＰＳの目標を達成するための補完手段として位置づけ両者の統合化ないしは協働化を図ることについて提言を行う。

第1章　アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制――連邦法の検討――

アメリカ合衆国における再生可能エネルギー法制を考察する前提として、再生可能エネルギーも、これを利用して発電する以上、電力に関して規制を行う連邦法を検討する必要がある。そこで、以下では、電力規制を定める一九二〇年の連邦電力法および一九七八年の公益事業規制政策法を検討する。さらに、再生可能エネルギーを含むエネルギー政策を包括的に定める重要な法律として二〇〇五年のエネルギー政策法についても検討を行う。なお、公益事業規制政策法およびエネルギー政策法は連邦電力法の改正法でもある。

第1節　連邦電力法（Federal Power Act of 1920）

第1款　概要

一九二〇年の連邦電力法（その後の改正も含む）（以下「ＦＰＡ」という）は、[14] 連邦電力委員会（Federal Power Commission）（現在の連邦エネルギー規制委員会）を創設し、これに航行可能水域（navigable waters）における水力発電事業に係る権限を授与した。[15] その後、一九三五年の改正によりＦＰＡは同委員会に対して卸売電力価格を規制する権限を授与した。[16]

再生可能エネルギー事業も電力事業であるところ、電力事業を行うには、まず連邦上および州法上の規制要件を充足しなければならない。[17] この点、ＦＰＡに基づく連邦エネルギー規制委員会（Federal Energy Regulatory Commission）（以下「ＦＥＲＣ」という）は、アメリカ合衆国における電気、天然ガスおよび油のすべての州をまたがる伝送（interstate transmissions）を規制する権限を有する。[18] 例えば、太陽光発電設備の多くは、地域における送電系統につながっているため、当該設備についても、ＦＥＲＣの管轄に服することになる。[19] ＦＰＡに基づく

ＦＥＲＣの規制権限を検討することは、州の管轄権との関係もめぐって、後述するＲＰＳとＦＩＴの関係性の論点に結び付くものである。ＦＥＲＣは連邦エネルギー省（一九七七年設立）内に設置されている独立の規制組織であり、[20]歴史的に連邦水力発電法、ＦＰＡ、天然ガス法、天然ガス政策法およびその他のエネルギー関連法に関する権限を行使する機関である。[21]規制対象となる電気事業者に係る卸売電力価格はＦＰＡ二〇五条および二〇六条の下でＦＥＲＣによる規制に服する。[22]ＦＥＲＣは、卸売電力価格に影響を与える規則や実務が公正かつ合理的であることを確保する義務を負っている。[23]こういったＦＥＲＣの規制権限は、ＦＰＡ（およびその改正）に基づくものである。同法は、水力資源の開発に対する規制（第1章）、州間取引に従事する電気事業者に対する規制（第2章）、被免許者および電気事業者に対する行政上の手続き（第3章）、州および地方公共団体における水道水の保全施設（第4章）に分かれる。

ＦＥＲＣは、電気の州をまたがる（interstate）卸売（wholesale）について広範な管轄を有する一方で、州はその境界内における電気の小売り、地域的送電、発電所および送電線の立地・建設について権限を有する。[24]

第2款　ＦＰＡに関する近時の事案

ＦＰＡの下でのＦＥＲＣの規制権限について、州の管轄権との関係が争われた近時の事案として、連邦最高裁判所がＦＥＲＣの発出した電力卸売市場における需要対応（demand response）と呼ばれる実務に関する規則を支持し、これを無効としたコロンビア特別区巡回控訴裁判所の判決を破棄・差戻したという判決がある。[25]アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制に係る連邦法と州法の関係性にも関連することから、以下詳細に検討する。

（1）事案の概要

本件は、電力供給協会（Electric Power Supply Association）（以下「ＥＰＳＡ」という）らが、ＦＥＲＣが発出した命令七四五号（Order No. 745）（二〇一一年）（以下「本件規則」という）[26]の効力を争った事案である。本件規則は、電力卸売市場オペレーター（wholesale electricity market operators）をして、電力需要のピーク期間中に電力消費者が電力使用量の削減を行う誓約（commitment）に応じて、発電事業者（electricity generators）と同じ価格で電力消費者または需要対応提供者（demand response providers）に対して補償を行うことを義務づけるものであった。[27]

ＦＰＡは、ＦＥＲＣに対して、電力卸売価格（wholesale electricity rates）およびこれに影響を与えるあらゆる規則または実務を含む、州際通商（interstate commerce）における電力の卸売を規制する権限を授与している。しかし、同法は、電気のその他の売却（最も典型的には、小売）の規制を、ＦＥＲＣの権限を超えて、州に委ねている。電力の卸売市場と小売市場は密接に関連しているため、かかる法的区分が管轄に関する紛争を招来している。本件は、需要対応（demand response）と呼ばれる実務に関するものであり、これは、卸売市場オペレーターが電力の消費者に対して一定の時期に電力を消費しないとの誓約に係る対価を支払うという実務的対応である。かかる対応は、卸売市場オペレーターが、時々（例えば、蒸し暑い八月の日）、発電量を増加させる発電所に支払いを行うよりも電力消費を抑える消費者に対して支払いを行うことによって、電気をより安価で確実に提供することができるために発生したものである。本件規則において、ＦＥＲＣは、かかる市場オペレーターに対して、一定の状況の下で、二つのサービスに等価の補償を行う（すなわち、エネルギーを節約する需要対応提供者とより多くの電気を発電する発電事業者に同額を支払う）ことを義務づけた。そこで、本件においては、二つの事項が争点となった。すなわち、第一は、そもそもＦＰＡはＦＥＲＣに対してかかる需要対応を規制することを認め

ているかどうか、あるいはこのような規則は州の権限を侵害しているかどうかということである。そして、第二は、仮にＦＥＲＣが法律上の権限を有しているとしても、ＦＥＲＣはなぜ需要対応提供者と発電事業者が同額の補償を受けるべきなのかということを十分に正当化しなかったのではないかということである。[28]

要するに、本件においては、ＦＥＲＣがＦＰＡの下で電力卸売市場オペレーターが需要対応入札（demand response bids）について支払いを行う価格を規制する本件規則を発出する権限があるかどうかが主たる争点となった。[29]

連邦最高裁判所に先立ち、コロンビア特別地区巡回控訴裁判所は、本件規則は無効であると判断した。すなわち、同裁判所は、本件規則が電力小売市場を直接規制したことからＦＥＲＣは本件規則を発する権限を欠いており、本件規則は行政手続法の下で濫用的（arbitrary and capricious）である判断した。[30] この判決に対して裁量上訴の申し立てが受理された。

（2）判旨

判旨は以下のとおりである（破棄差戻し（ケイガン裁判官の法廷意見（ロバーツ、ケネディ、ギンズバーグ、ブライア、ソトマイヨール裁判官同調））。

Ⅰ．前提知識

ＦＰＡは、ＦＥＲＣに対して、州際通商（interstate commerce）における電力卸売（the sale of electric energy at wholesale）（電力卸売価格およびこれに影響を与える規則や実務の両方を含む）を規制する権限を与えているが、[31] 電力のその他の販売（すなわち、電力の小売（retail sale））に係る規制については州に委ねている。[32] ますます競争的な州際電力市場において、ＦＥＲＣは、国内の電力系統の地域を管理する非営利事業者の創設を奨励することによって、「公正かつ合理的な」卸売価格を確保する業務を負った。こういった卸売市場オペレーターは、送電

網を信頼性あるものとし卸売価格を決定するための競争入札制度を保持することを保障するために、電力系統の一部を管理する。かかる入札制度は、発電事業者からの電力を供給するための入札申込みと、電力の消費者への転売のために卸売市場において電力を購入する電力会社およびその他の小売事業者（load-serving entities）からの注文を一致させることによって継続的に需要と供給を釣り合わせる。電力を供給するすべての入札は最も安い値から最も高い値まで積み重ねられ、電力に係るすべての注文が満たされるまで順番に認められる。電力供給者に対しては最も高く入札された価格が支払われるところ、これは立地限界価格（locational marginal price）（以下「ＬＭＰ」という）として知られる。[33]

電力需要が高い期間においては、最も効率性の悪い発電事業者でさえ電力卸売市場において供給価格入札が認められるため、価格は極めて高いレベルに達する。このピーク期間においては、価格は劇的に高くなるだけではなく、電流の増加が電力系統に過剰負荷をかけ、サービスに本質的な問題を発生させるおそれがある。このような問題に直面して、卸売市場オペレーターは、ピーク期間において電力使用を削減することを誓約する消費者に対して支払いを行うという卸売需要対応プログラム（wholesale demand response programs）を考案した。電力供給のための入札と同様に、電力使用を削減する消費者組織または大口個人消費者は卸売市場における競売に入札することができる。より多くの電力を供給する発電事業者に支払うよりも電力使用を抑制する消費者に支払う費用がより安価である場合には、需要対応は卸売価格を低減し電力系統の信頼性を高める。約一五年前に卸売オペレーターはこういったプログラムを市場に統合し始め、ＦＥＲＣはその利用を認め、議会もその後に需要対応のさらなる発展を奨励した。議会に促され、ＦＥＲＣは、消費者の小売購入を監督する州規制当局が需要対応への参加を禁じる場合を除き、卸売市場オペレーターに対して電力消費者組織からの需要対応入札を受けることを義務づける命令第七一九号[34]を発出したが、同命令が十分ではないことを懸念し、本件規則（命令第七四五号）を発

出した。本件規則は、落札額が消費者の出費を実際に減じることを確保する「純利益テスト」が満たされる場合に限り、市場オペレーターに対して、発電事業者の発電分に対する支払額と同額を需要対応提供者の節電分に支払うことを義務づけるものである。また、本件規則は、消費者が小売市場において電力を買わないことによって得られる節約額をＬＭＰから控除して支払いを行うＬＭＰ－Ｇとして知られる代替案を認めなかった。[35]

Ⅱ．三つの分析

連邦最高裁判所の分析は三つに分かれて進む。すなわち、第一は、本件で問題となっている実務は直接に卸売価格に影響を与えているということである。そして第二は、ＦＥＲＣは電力の小売を規制していないということである。第三は、これに反する見解は、電力卸売市場における価格を抑制し信頼性を強化するすべての手段の利用を妨げることによって、ＦＰＡの核心的目的に反するということである。[36]

Ａ．まず第一について、ＦＰＡは、電力の州際卸売市場（卸売価格ならびにそれに影響を与える多数の規則および実務の両方）を規制する責任をＦＥＲＣに委譲した。すなわち、ＦＥＲＣは、電力卸売価格に影響を与える規則や実務が公正かつ合理的であることを確保する権限（まさに、義務）を有する。そして、われわれは、ＦＰＡの文言の社会通念に基づく解釈について、ＦＥＲＣの有する「影響を与える（affecting）」管轄権（jurisdiction）を、卸売価格に「直接的に」影響を与える規則または実務に限定するというコロンビア特別区巡回裁判所が採用した解釈（*California Independent System Operator Corp. v. FERC*, 372 F.3d 395, 403 (2004)）を採用する。ＦＥＲＣは本件規則を発行する権限の問題に対応するに当たり、同裁判所の解釈を取り入れたし、われわれも同様にそれが正しいと考える。卸売需要対応は、簡潔に言って、すべからく卸売価格を低減することに関するものであり、かかる需要対応プログラムがどのように稼働するかを決定する規則および実務も同様である。このことは、需要対応提供者に対して補償を行うためにオペレーターが利用する方式にもあてはまることである。他の領域においても同

様に、より多くの支払があればより多くの者の参加につながる。もし、より少ない価格ではなく、ＬＭＰによる支払いがなされれば、より多くの需要対応提供者が入札に参加することになり、したがって、電力卸売価格を低減させることになり、卸売市場における買主が支払う料金を徐々に下げることになる。よって、需要対応に係る補償は卸売価格に直接に影響を及ぼすのであって、それ以上の実務であるとは考え難い。[37]

Ｂ．第二について、本件規則を支持するためには、われわれは、それが電気の小売を規制していないということを判断しなければならない。それ故に、電力売買に係るＦＥＲＣの管轄権を卸売に限定するものであり、小売（および州際卸売）に対する規制権限を州に留保するものである。ＦＥＲＣは、卸売価格に対する影響が直接的であれ劇的であれ、かかる限定を超えることはできない。それでもなお、ＦＥＲＣの規制はそれが実質的に小売の量や条件に影響を与えるからといってＦＰＡ（16 U.S.C. § 824(b)）の禁止に抵触することにはならない。ＦＥＲＣが卸売価格を設定する時、それが卸売市場における規則を変更する時、それが電力を卸売市場における買主間に配分する時（つまり簡潔にいえば、それが実質的に卸売取引に関する行動をとる時）、それは、短期的または長期的のいずれかにおいて小売価格に何らかの効果をもつが、それは法的帰結ではない。[38]

Ｃ．さらに第三について、ＥＰＳＡの、節電に対して対価を支払うということは効果的に小売価格を引き上げることになる、消費者を卸売市場に誘因する（luring）ことは州の政策を妨害することになる、との主張は、卸売需要対応の全体的な実務がＦＥＲＣの規制できる範囲外となることを示唆するものである。しかしながら、ＥＰＳＡの理論の下では、ＦＥＲＣの従前の命令七一九号も（本件においては異議申立てされていないが）、オペレーターに対してその市場を需要対応入札（demand response bids）に対して開くことを義務づけているため、権限踰越ということとなってしまうし、ＦＥＲＣも需要対応プログラムを管理するオペレーターの任意的計画すら承認できないことになるが、それは、小売における顧客（retail customer）が卸売市場に不適切に参加することを

許容することになる。[39]

ＥＰＳＡの主張の結論は、卸売需要対応プログラムを全体的に消滅させることになる。ＦＰＡは、ＦＥＲＣに対してあらゆる卸売の規則および実務の合理性を審査し確保することを命じている。もしＦＥＲＣが需要対応に係る義務を実行できないとすると、かかるプログラムは前進できないことになる。そしてその帰結は、ＦＰＡの核心的な目的を軽視することになる。同法は、過大な料金を阻止し効果的な送電を確保することを目的とする。ＦＥＲＣは、卸売需要対応が、費用を低減し電力使用のピーク期間においてサービスの障害を防止することによって、いかにしてかかる目的を達成することを支援しているかを十分に説明した。われわれは、ＦＰＡを、その明確な文言に反して、ＦＥＲＣが卸売エネルギー市場における価格を抑制し信頼性を強化するという法律上の義務を果たすことを可能にする実務を止めるようには解しない。[40]

Ⅲ．さらに、ＦＥＲＣの、ＬＭＰによって需要対応提供者を補償する（発電事業者に支払われるのと同額の補償）との判断が、恣意的（arbitrary and capricious）であるかどうかという問題がある。卸売市場オペレーターは一定の時間・場所に電力を供給するためのすべての成功した入札について単独の価格（ＬＭＰ）を支払う。本件規則は、オペレーターに対して、当該入札が純利益基準（net benefits test）を充足する限り（すなわち、卸売市場における買主にとっての費用を低減することが確実であることを意味する）、電力の節約に成功したすべての入札について先の価格と同額を支払うことを命じるものである。かかる支払いを命じるに当たり、ＦＥＲＣは需要対応提供者がＬＭＰからＧ（ここでＧは電力小売価格である）を控除した額（ＬＭＰ－Ｇ）を受領するという代替案を拒否した。これに対して、ＥＰＳＡによると、市場オペレーターが通常の補償レベルから節電に関する節約額を控除しない限り、需要対応提供者は、棚ぼたの大金（windfall）（ある種の二重支払い）を手に入れることになるという。われわれは、ＦＥＲＣの判断を審査するに当たり、ＦＥＲＣの判断に代わってわれわれ独自の判断を下すことは

できない。恣意性の判断基準（the arbitrary and capricious standard）の下での審査範囲は限定的である（*Motor Vehicle Mfrs. Assn. of United States, Inc. v. State Farm Mut. Automobile Ins. Co.*, 463 U.S. 29, 43, 103 S.Ct. 2856, 77 L.Ed.2d 443 (1983)）。裁判所は、もし行政機関が関連のある事項を検討しその行為について十分な説明を行えば（認定事実とその選択の間の合理的関連性を含む）、規則を支持しなければならない。[41]

ＦＥＲＣは電力価格を規制する組織であるところ、本件の争点は技術的理解および政策判断の両方に関するものである。ＦＥＲＣは、その立場を支持する理由を提供し、主たる代替案についても対応しながら、争点について真剣かつ注意深く取り組んだ。その行為を支持するに当たり、われわれは、ＬＭＰ－Ｇを支持するＥＰＳＡの主張の説得力を軽視するものではないし、ＬＭＰ－ＧではなくＬＭＰを選択するに当たり、ＦＥＲＣがより良い判断をしたと述べるものでもない。合理的な複数の考えがどう異なるかについて判断を下すことがわれわれの役割ではない。われわれの重要かつ限定的な役割は、ＦＥＲＣが合理的な意思決定に従事すること、すなわち、競合する見解を比較し、記録上適切に支持された補償方式を選択し、その判断を行う際の理由をわかりやすく説明すること、を確保することにある。ＦＥＲＣは恣意性の基準（the arbitrary and capricious standard）を充足した。[42]

Ⅳ．ＦＥＲＣの法律上の権限は卸売需要対応に関する本件規則に及ぶものである。本件規則は電力卸売価格に直接影響を与える実務を統制するものであり、不可避的に小売市場にも影響が及ぶとしても、本件規則は、小売販売を規制する州の権限を侵害するものではない。ＦＥＲＣは、ＦＰＡが想起するとおり、卸売価格の合理性および州際電力系統の信頼性を確保するために、組織化された卸売市場において発生する取引の条件を設定した。そして、補償方式を選択するに当たり、ＦＥＲＣは合理的な判断を行う義務を尽くし、提案された代替的な政策について詳細な説明を行い、その判断を十分に支持し説明した。したがって、われわれは、コロンビア特別区巡回控訴裁判所の判決を破棄し、本判決に従ってさらなる手続きをとるために本件を差戻す。[43]

なお、スカリア裁判官は以下のとおり反対意見を述べた（トーマス裁判官同調）。需要対応への参加者の圧倒的多数（ほぼすべて）（すなわち、電力消費者組織や工場または大規模小売店のような大口消費者）は、電力を転売するのではなく、自らのために消費するものであるという事実は変わらない。需要対応に係るＦＥＲＣの独自の定義は、転売者ではなく電力消費者に向けられたものである。したがって、本件規則が卸売市場において発生する取引のみに対応しているというのは的外れである。本件規則は、事実上、電力小売を規制しており、それは紛れもなく州によって規制されるべき事項であり、したがって、ＦＥＲＣに対する制限を超えているものである。ＦＥＲＣの需要対応に係る仕組みは、顧客にインセンティブの支払い（incentive payments）を提供することによって、意図的に電力消費の低減を誘導するように設計されたものであり、すなわち、電力小売の削減を誘導するものである。インセンティブの支払いは顧客のための電力小売価格を効果的に増加させるものである。すなわち、それは文字どおり、小売市場における電力購入のためにより多くの費用が生じるものである。ＦＥＲＣは、電力消費を削減するために小売市場の顧客に対してクレジット（credit）を提供するということは、事実上、小売価格を規制するものであるから、小売市場への許されない侵入であることを認めた。需要対応に係るインセンティブの支払いは実質的にはこれと同様である。[44] わたくしは、本件規則はＦＥＲＣの権限踰越であると考えるので、それが権限踰越でないとしたら、合理的かどうかを分析する必要はないし、それを望みもしない。[45]

（3）検討

本事案において主として争われたのは、電力市場における前記の需要対応（demand response）という実務的対応に対する規制に関するＦＥＲＣの管轄権と州のそれとの間の線引きの問題であった。[46] 需要対応とは、前述のとおり、電力使用のピーク期間中にその消費を削減するために消費者に対して支払いを行うものであり、消費者に対して電力消費削減に向けたインセンティブを与えるものである。[47] これに対して、本件規則は、卸売市場（す

なわち、電力会社が最終消費者に売却する電力の買い付けを行う市場）における需要対応に対して電力発電に対するのと同じ価格で補償を行うことを求めるものであった。[48]

ＦＰＡは、ＦＥＲＣに対して、州際通商（interstate commerce）における電力の送電および州際通商における電力の卸売を規制する権限を授与している。[49] これに関連して公益事業者が請求し受領するすべての料金およびこれに影響を与えるすべての規則は公正かつ合理的でなければならないと定められている。[50] もっとも、「同法は、ＦＥＲＣに対して、すべての電力売買を規制する権限を授与したわけではなく、ＦＥＲＣは州際電力卸売について管轄権を有するが、それは電力のその他の売買について及ぶものではない。よって、電力の州内卸売およびすべての小売の規制は州に委ねられている」とされている。[51] すなわち、電力市場における州際局面は連邦政府の管轄に属し、州内局面は州政府の管轄に属するとされているのである。[52] このようにＦＰＡは電力市場における州政府の管轄権と連邦政府のそれとの間に明瞭な線を引いたとされているものの、[53] ＦＰＡの下で、「需要対応の実務を可能にするなど電力部門における一連の規制上および技術上の変化によって、かかる線引きについて疑問が投げかけられることとなった」とされる。[54]

スカリア裁判官が反対意見を述べたところではあるが、本件規則が直接的には卸売市場における電力売買を規制しているとしても、電力小売に対しても一定の影響が生じる以上、事実上は、電力小売を規制していると解することもできよう。そうだとすると、コロンビア特別区巡回控訴裁判所のように、本件規則が無効であるとの判断も導かれ得る。しかしながら、連邦最高裁判所は、本件規則は電力卸売市場に対する影響は有するものの小売市場を規制するものではないこと、ＥＰＳＡの主張は、卸売需要対応プログラムを全体的に消滅させることになりＦＰＡの核心的な目的を軽視することになるとして、[55] 本件規則を無効としたコロンビア特別区巡回控訴裁判所の判決を破棄した。すなわち、同控訴裁判所が需要対応に係る本件規則は小売市場を直接に規制するものであり、

ＦＥＲＣの権限踰越であるとして本件規則を無効と判断したのに対して、[56] 連邦最高裁判所は、「ＦＥＲＣが現実に小売価格を規制していない限り、ＦＰＡはＦＥＲＣが小売における買入判断に影響を与える方法で規制することを禁止していない旨を判示した」ものと解されている。[57] そして、「ＦＥＲＣによるＦＰＡの明確な線引きに対する機能主義的なアプローチはＦＰＡの核心的目的（過大な料金を阻止し効果的な送電を確保すること）に整合するものであり」、[58] 本件において連邦最高裁判所はかかるアプローチを支持したものであると評されている。[59] 他面において、連邦最高裁判所は、「州の排他的管轄権については、原文どおりの厳格な理解を採用し、その範囲を小売価格の現実の設定に制限した」ものとも評されている。[60]

また、Eisen は、「連邦最高裁判所は、ＦＥＲＣが電力系統の変容に当たり幅広い環境・エネルギー上の目標を追求する十分な権限を有している旨を適切に判断した」として、本判決を積極的に評価している。[61] さらに、Williams は、本件規則を支持した同裁判所は、「より効率的かつ信頼性のある市場を可能とするために需要対応入札者の利用を促進した」ものと評価している。[62] このように、学説上は、本判決を支持する見解が複数みられる。

最後に、卸売市場における需要対応についてＦＥＲＣが定めた本件規則が恣意的（arbitrary and capricious）であったかどうかという論点については、連邦最高裁判所は、ＦＥＲＣの合理的な裁量権の行使であるとの結論を採用した。[63] これは、連邦最高裁判所が「エネルギー政策の決定（特にエネルギーの価格決定）に対して敬譲的なアプローチ（deferential approach）を採用した」ものとされている。[64] 本件で問題となった電力の卸売および小売に係る需要対応という実務的対応は、エネルギー政策にかかわる極めて専門的かつ技術的な判断が求められることから、連邦最高裁判所は、本件規則を定めたＦＥＲＣの判断を尊重したといえる。

以上のとおり、本判決は、ＦＥＲＣが発出した電力卸売市場における需要対応と呼ばれる実務に関する本件規則を支持し、これを無効としたコロンビア特別区巡回控訴裁判所の判決を破棄・差戻したものである。

第2節　公益事業規制政策法（Public Utility Regulatory Policies Act of 1978）

一九七八年に制定された公益事業規制政策法（以下「ＰＵＲＰＡ」という）は、電力の保全、電気事業者の設備利用における効率性の向上、電力の消費者にとっての衡平な小売価格、既存の小規模ダムにおける水力の迅速な開発、天然ガスの保全などを推奨するために制定・施行された法律である。[65] 再生可能エネルギーに関連して、以下に述べるＰＵＲＰＡの下での買取制度が後述する各州におけるＦＩＴの制度設計に対する一定の制約となるのである。[66] すなわち、「ＦＥＲＣは、ＰＵＲＰＡおよびＦＰＡの双方を、クリーンエネルギーへの投資を奨励する価格を設定する規制者の能力を潜在的に専占することになる価格上限を含むものであるとして取り扱った」とされている。[67]

ＰＵＲＰＡは、適格設備（qualifying facilities）に係る発電事業者がその発電した電力を電気事業者に回避費用（avoided costs）を上限として売却することを認める。[68] すなわち、同法二一〇条（a）によると、適格性のあるコジェネレーション設備および小規模発電設備への売電ならびにこれらの設備からの電力の購入を申し出る（offer）ことを電気事業者に義務づけている[69]（厳密には、それを申し出る（offer）ことが義務づけられているが、実質的には、適格設備からの電力の購入が電気事業者に義務づけられていると解される）（ただし、購入価格は電力の消費者にとって公正かつ合理的（just and reasonable）なものであり、適格コジェネレーション事業者および適格小規模発電事業者を差別するものであってはならない）。[70]「回避費用（avoided cost）」と明示されているわけではなく、増加費用（incremental cost）を超えるものであってはならない旨が規定されているが、[71] 当該費用は回避費用であると理解されている。[72] 小規模設備とはその主たるエネルギー源が再生可能である八〇ＭＷ以下の発電設備をいう（もっとも、ＦＰＡ三条（17）（Ｅ）[73] の下で一九九五年よりも前に認証され指定された一定の設備は除く）。[74] また、コジェネ

レーション設備とは、電力および熱エネルギーを別々に生産するよりも効率的な方法で連続的に電力および有用な熱エネルギー（熱（heat）または蒸気（steam））を生産する発電設備（例えば、発電に加えて、大規模コジェネレーション設備は製紙工場や精製所などにおける工業的利用のために蒸気を提供することがあり得る）をいう。[75]

また、回避費用については論者によって様々な定義がみられるが、「電気事業者が電気それ自体を供給または他の電源から取得した場合に負ったであろう費用のことをいい、適格設備の電力を購入する際に発生する価格」であるとの定義、[76]「電気事業者が自ら発電するかまたは他から電気を購入するために支払わなければならなかったであろう（支払わずに済んだ）価格」であるとの定義（括弧内筆者注記）、[77]または、「ＱＦ（適格設備）からの電力購入により電力会社にとって不要となった他の電源からの電力と電力設備の費用」であるとも定義されている（括弧内筆者注記）。[78]ＰＵＲＰＡにおける脈絡においては、第三番目の定義が最も要領を得ていると考えられるところ、つまり、回避費用とは、電気事業者が自ら発電または他から電力購入する場合にかかる一定の費用の発生が適格設備から電力を購入することによって回避された時の当該費用であると理解することができる。

これがＰＵＲＰＡの下での買取制度であり、ＦＩＴそのものではないがこれに類似する連邦上の制度である。同制度の下で、小規模な再生可能エネルギー事業を促進することはできるものの、回避費用の上限が存在するため（州は電気事業者の回避費用を超える価格で再生可能エネルギー発電事業者からの電力の購入を電気事業者に義務付けることはできない）、[79]ＰＵＲＰＡの下では、アメリカ合衆国内の各州はＦＩＴに関する国際的な先駆者でもあるドイツと同様のＦＩＴを創設することはできないと解されている。[80]後述する複数の州が任意的なＦＩＴを採用しているのはＰＵＲＰＡによる制約を考慮しているからとも思われる。[81]かかる買取制度については、一九八〇年代において電気事業者は将来的に電力費用が高額化することを予測したことから、適格設備に係る発電事業者は良好な価格で電力購入契約（power purchase agreement）を締結することができたとされている。[82]もっとも、一九九

〇年代に卸売電力価格が低下しＰＵＲＰＡの下での電力購入契約は魅力的なものではなくなったとも指摘されている。[83] 近時は、州がドイツと同様の義務的なＦＩＴを採用することを許容する見地から、ＰＵＲＰＡの改正を提言する指摘もある。[84]

なお、後述する二〇〇五年のエネルギー政策法は、ＰＵＲＰＡ一一一条（ｄ）に対して州が追加的に考慮しなければならない五つの基準（ネット・メータリング（net metering）、燃料源（fuel sources）、化石燃料に係る発電効率（fossil fuel generation efficiency）、時間単位の計測および通信（time-based metering and communications）ならびに相互接続（interconnection））を加える。[85] また、二〇〇七年のエネルギー独立・安全法（Energy Independence and Security Act of 2007）は、ＰＵＲＰＡ一一一条（ｄ）に対して州が考慮しなければならない四つの基準（統合資源計画（integrated resource planning）、省エネルギー投資を促進するための価格設計の修正（rate design modifications to promote energy efficiency investments）、スマートグリッド投資の考慮（consideration of smart grid investments）、スマートグリッド情報（smart grid information））を加える。[86] ＰＵＲＰＡに対するこれらの修正による影響は、州の電力規制者（すなわち、州公益事業委員会）が、規制対象となる電気事業者（通常は投資家所有電気事業者（investor-owned utilities）であるが常にそれのみというわけではない）について、電気事業者に対する要求基準としてこれらすべての基準を逐語的に採用するかどうかを検討しなければならなくなったということにあるとされる。[87]

第３節　二〇〇五年のエネルギー政策法（Energy Policy Act of 2005）

アメリカ合衆国において「包括的なエネルギー法は、一九九二年エネルギー政策法（Energy Policy Act of 1992）」であるとされているところ、[88] 二〇〇五年のエネルギー政策法は、ジョージ・Ｗ・ブッシュ大統領（当時）

が、二〇〇五年八月八日に署名して成立した法律である。[89]

同法において、「電力分野では、原子力再活性化を目的とした各種支援策や、電力系統の供給信頼度向上・送電線建設促進策及び再生可能エネルギー支援策等が盛り込まれ」たとされている。[90] すなわち、同法は、エネルギー省（Department of Energy）に対して、重大な送電制限が国民に悪影響を与える場合に国家的利益送電回廊地帯（national interest electric transmission corridors）を指定することを命じ、ＦＥＲＣに対して当該地帯における送電事業に係る連邦上の許可を発出する権限を授与し、電気事業者に対してその顧客が自ら発電した場合にはネット・メータリング[91]を提供することを義務付けるなどの措置を講じたとされている。[92]

再生可能エネルギーについては、同法第二章において大きく、一般的規定、地熱エネルギー、水力発電および島嶼部のエネルギーに分けて規定されている。[93] 一般的規定においては、再生可能エネルギー資源の評価（assessment of renewable energy resources）（二〇一条）、再生可能エネルギー発電インセンティブ（renewable energy production incentive）（二〇二条）、連邦購入要求（federal purchase requirement）（二〇三条）、公共的建物における太陽光発電の利用（use of photovoltaic energy in public buildings）（二〇四条）、バイオ製品（biobased products）（二〇五条）、再生可能エネルギー安全保障（renewable energy security）（二〇六条）、太陽光発電システムの導入（installation of photovoltaic system）（二〇七条）、サトウキビ・エタノール・プログラム（sugar cane ethanol program）（二〇八条）などの規定が置かれている。二〇一条においては、同法制定後六カ月以内にエネルギー省長官は再生可能エネルギー資源の評価を再検討し、必要に応じて新たな評価を行い、以後毎年再検討を行うこと、二〇〇六年から二〇一〇年会計年度の間にエネルギー省長官に対して一〇〇〇万ドルの予算を配分することなどが定められている。また、二〇二条においては、エネルギー省長官は、一会計年度において全適格再生可能エネルギー設備からの発電に対する支払いのための配分が不十分である場合において、太陽光、風力、海洋、

地熱または閉ループバイオマス（closed-loop biomass）技術を利用する設備に対して配分された財源の六〇％、その他の事業に対して財源の四〇％を配分することなどが定められている。さらに、二〇三条においては、大統領は、経済的に実行可能性があり技術的に実際的である範囲で、連邦政府が消費する全電力のうち、二〇〇七年から二〇〇九年会計年度の間は三％、二〇一〇年から二〇一二年会計年度の間は五％、二〇一三年会計年度以降は七・五％以上を再生可能エネルギーから確保するよう求めることなどが定められている。

第九章の研究開発においては、再生可能エネルギー技術の研究開発等に二〇〇七年から二〇〇九年会計年度の間に合計二二・二七億ドルの予算配分がなされることなどが定められている（九三一条）。また、第一三章のエネルギー政策インセンティブ税制や第一七章の技術革新インセンティブにおいても再生可能エネルギーに係る優遇措置規定が置かれている。

なお、同法は、一定の場合に、電力会社の買取義務を免除するものであるとされる[94]。すなわち、同法は、二〇MWを超えるほとんどの適格設備に係る電気事業者の買取義務を免除することとなる例外を創設したと指摘されている[95]。これは再生可能エネルギーの普及促進という見地からは疑問の余地もあるが、開かれた電力市場の確保のために設けられたものであると解される。

第4節　連邦法の下でのRPSとFIT

アメリカ合衆国においては、第一〇八議会（二〇〇三年～二〇〇四年）における審議の中で、連邦制の下でのRPSが提案されたが、導入されるには至らなかったとされている[96]。かかるRPSは、「再エネクレジットに係る国内市場を創設し再エネの利用を急速に拡大するインセンティブを提供する」ことなどから「州レベルのRPSにより得られるものを超える利益がある」との指摘があり[97]、連邦レベルのRPSの必要性を主張するものもある

が[98]、アメリカ合衆国においてかかるＲＰＳは存在しないとされている[99]。もっとも、わが国と異なり、連邦国家であるアメリカ合衆国においては、ＲＰＳが連邦レベルか州レベルかは重要な事項であるところ、州間で利用義務量の割合は異なるとされているものの多くの州がＲＰＳを採用しているとされる（二〇〇五年八月現在、「二〇の州がＲＰＳを導入し」[100]、「二〇一四年九月現在、全米二九州、ワシントンＤＣおよび二準州がＲＰＳ制度を採用して」[101]いるとされている[102]）。

また、同国においては、連邦レベルで正面からＦＩＴが採用されているわけでもない[103]（ただし、前記ＰＵＲＰＡの下での買取制度は除く）。もっとも、ＲＰＳと同様に、後述のとおり、複数の州においてＦＩＴが採用されている。

第５節　その他の再生可能エネルギー支援制度

アメリカ合衆国における再生可能エネルギー法制については、わが国においても、二〇〇五年の時点で網羅的に紹介されている[104]。それによると、再生可能エネルギー法制について、「①市場メカニズムを利用したインセンティブ制度」（例えば、「課税控除等」）、「②補助金による技術開発の助成」、「③連邦政府の省エネルギー対策等」（例えば、「連邦政府のグリーン化」や「省エネルギー達成契約」）に分けて解説がなされている[105]。

本稿は、再生可能エネルギーを促進する法制度のうちＦＩＴとＲＰＳを中心に考察を行うため、その他の支援制度について包括的に言及するものではないが、本節では近時の動向として重要な税額控除（tax credits）の延長・段階的廃止および電化製品およびその他の最終使用設備に係る省エネルギー基準（energy efficiency standards for appliances and other end-use equipment）について必要な情報更新を試みる[106]。

第1款　再生可能エネルギー税額控除の延長・段階的廃止（renewable energy tax credit extension and phaseout）

二〇一五年一二月に制定された二〇一六年統合歳出予算法（2016 Consolidated Appropriations Act）によって、議会は、再生可能エネルギー発電技術に係る生産税控除（production tax credit）および投資税控除（investment tax credit）の期限を延長することとした。生産税控除について全額控除を受けることができる適格性のある再生可能エネルギー技術の期限は二年延長された。風力発電については二年の期限を超えて生産税控除を受けることができるが、最終期限の前までに控除額は徐々に減額される。また、太陽光発電に係る五年間の投資税控除の延長についても控除額の漸進的な減額を含んでいる。[107]

（1）生産税控除

生産税控除は一九九二年のエネルギー政策法[108]によって創設されたものであり、現在は風力その他の再生可能エネルギーについても適用される。オバマ政権発足後に制定された二〇〇九年のアメリカ回復・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act）によって、[109]適格性のある風力発電設備については三〇％の税額控除または税額控除に代えて現金授与を選択することが認められるようになった。この生産税控除はインフレに応じて毎年調整されるとされている。二〇一五年末現在、風力、閉ループバイオマス（closed-loop biomass）、地熱および一定の廃棄物エネルギーによる発電について二・三cents/kWhを提供したとされている。生産税控除は、開ループバイオマス（open-loop biomass）、水力、海洋、潮汐および一定の廃棄物エネルギーによる発電について一・一cents/kWhの半額相当の控除も提供したとされている。法律で定められた期限（および延長期間）内に建設された設備については生産税控除を受けることができ、操業から最初の一〇年の間に売電された電力については税額控除を主張できるとされている。[110]

（2）投資税控除

投資税控除は主として住宅用太陽光および事業用太陽光について認められる連邦上の税額控除である。アメリカ回復・再投資法は、生産税控除を受ける適格性のある再生可能エネルギー技術に投資税控除を受ける選択肢を授与することによって、その範囲を拡大させた。投資税控除は、適格性のある財産に投資された金額の割合に基づき、所得税を減額するものである。当初一九七〇年に投資額の一〇％について税額控除を認めるものであったが、二〇〇五年のエネルギー政策法が投資税控除の割合を三〇％に増やし、住宅の所有者に対しても三〇％の税額控除を創設した。その後、二〇〇八年のエネルギー改善・延長法（Energy Improvement and Extension Act of 2008）がサービスを開始する事業について期限を二〇一六年末まで延長し、二〇一七年以降にサービスを開始する適格性のある事業用設備については永久的に一〇％の税額控除を受けることができるとし、住宅用設備については税額控除を終了することとした。同法は、小規模風力および地熱ポンプについても税額控除を二〇一七年まで延期し、アメリカ回復・再投資法がこの税額控除をさらに強化したとされている。[111]

（3）二〇一六年統合歳出予算法

二〇一六年統合歳出予算法は、生産税控除の適用を二〇一五年末に遡及的に延長した。風力については、税額控除は二〇一六年までは二・三 cents/kWh であり、二〇一七年一月に段階的廃止が開始する。二〇一六年よりも後で二〇一七年末までに建設される風力発電事業については現在の生産税控除の八〇％に相当する額の控除を、二〇一八年に建設される事業については六〇％に相当する額の控除を、二〇一九年末より前に建設される事業については四〇％に相当する額の控除を受けることができる。その他の技術（開ループバイオマス、閉ループバイオマス、地熱、一定の廃棄物エネルギー、水力、海洋、潮汐を含む）については生産税控除は控除額が減額されることなしに二〇一七年一月までの二年間延長された。[112]

投資税控除について、二〇一五年一二月より前は、二〇一六年末に控除割合が資本費の三〇％から一〇％に削減される予定であったが、二〇一六年統合歳出予算法はかかる削減を延期し、税額控除の段階的廃止を導入し、適格性基準を変更した。二〇一九年末よりも前に建設される太陽光発電事業については三〇％の税額控除を受けることができ、二〇二〇年および二〇二一年に建設が開始される事業についてはそれぞれ二六％および二二％の控除を受けることができる。二〇二一年よりも後に建設される商業的事業については資本費の一〇％に相当する額の控除を受けることができる。二〇二一年に開始され二〇二四年までに終了する住宅用事業については一〇％の控除を受けることができるが、二〇二二年よりも後に建設される新規住宅用事業については税額控除を受けることはできない。[113]

第2款　電化製品およびその他の最終使用設備に係る省エネルギー基準（energy efficiency standards for appliances and other end-use equipment）

一九七五年のエネルギー政策・保全法（Energy Policy and Conservation Act of 1975）[114]はエネルギー省に対して電化製品・設備に係る最低省エネルギー基準を策定・改定・履行するための権限を授与した。また、一九八七年の国家電化製品省エネルギー法（National Appliance Energy Conservation Act of 1987）は、一三の消費者向け製品に係る最低省エネルギー基準を初めて創設した。一九八八年以来、エネルギー省は、居住用および商業用の電化製品に係る多くの省エネルギー基準を定めた。同省の建築物技術局は、二〇一六年現在六〇超の分野の電化製品・設備について最低省エネルギー基準を定めている。

二〇〇七年一二月に制定されたエネルギー独立・安全保障法（Energy Independence and Security Act of 2007）[115]は様々な居住設備に係る最低省エネルギー基準を規定した。当該基準には、二〇一二年から二〇一四年において

一般照明の消費電力を約三〇％削減し二〇二〇年までに約六五％削減すること、二〇一二年におけるボイラー基準、二〇〇八年より後の外部電力供給に係る消費電力の削減、二〇一〇年および二〇一二年の間に施行される洗濯機・皿洗い機・除湿器に係る基準が含まれている。

前記エネルギー政策・保全法は、アメリカ暖房・冷房・エアコン技術者協会（the American Society of Heating, Refrigeration and Air-Conditioning Engineers (ASHRAE)）の商業設備に係る省エネルギー基準が改定される場合には、エネルギー省は、もし追加的な省エネルギーの費用効率が高ければ、同協会の基準またはより厳格な基準のいずれかを定める旨を要求する。近時、同協会は商業セントラルエアコン、熱ポンプおよび加熱炉に係る基準を改定した。その結果、エネルギー省は二〇一八年および二〇二三年に発効する新たな基準を定めたとされる。(116)

第2章　アメリカ合衆国の再生可能エネルギー法制――七州の制度の検討――

第1節　アメリカ合衆国におけるＦＩＴの理解とこれを採用する州

エネルギー省の省エネルギー・再生可能エネルギー局の下に設置されている国立再生可能エネルギー研究所の情報によると、アメリカ合衆国におけるＦＩＴは以下のように理解されている。すなわち、「ＦＩＴは、再生可能エネルギーの発電事業者に対して支払いがなされることを保証する（guarantee of payments）エネルギー供給政策である。支払いは電気それ自体または再生可能エネルギー証書（renewable energy certificates）とセットになった電気に対してなされるように構成される。当該支払いは一般的には一五年から二〇年の期間で設定される長期契約において認められ、実際に発電した電気について行われる発電ベースのインセンティブである（production-based incentive）（$/kWh）。リベートのように支払いが設備の出力を基礎に行われる出力ベースのイ

ンセンティブ（$/watt）とは区別される」とされている。[117] この理解はわが国におけるＦＩＴと近似しているが、再生可能エネルギー証書を併せた買取があり得るなどの点ではわが国のそれとは異なるといえる。

また、二〇〇九年現在でＦＩＴを採用している州は、カリフォルニア州、フロリダ州、オレゴン州、バーモント州、ワシントン州およびウィスコンシン州であるとの情報がある[118]（また、二〇一〇年七月現在でＦＩＴを採用している州は五州（カリフォルニア州、バーモント州、オレゴン州、メイン州、ハワイ州）との情報もある[119]）[120]。もっとも、州全体（statewide）のＦＩＴ（州の管轄内で操業している電気事業者に対して再生可能エネルギー源で発電された電気の購入を義務づけるもの）と電気事業者単位（utility-based）のＦＩＴ（電気事業者ごとの特定の目標の達成（ＲＰＳの達成から分散型発電（distributed generation）の推奨まで幅があり得る）を支援するもの）とは区別されなければならず、前者の州全体のＦＩＴを採用しているのは、例えばカリフォルニア州とワシントン州とされ、後者のＦＩＴを採用しているのは、例えばウィスコンシン州とオレゴン州であるとされている。[121] また、ほとんどの州が回避費用方式に基づくＦＩＴを採用しており、再生可能エネルギーの発電費用に基づく本格的なＦＩＴを採用しているのはフロリダ州のゲインズビル（Gainesville）における太陽光発電に係るもののみとされている。[122] つまり、アメリカ合衆国におけるＦＩＴは大きく三つに分類することができ、第一は世界で最も普及しているとされる再生可能エネルギーの均等化発電費用（levelized RE project costs）に基づくもの（例えば、フロリダ州ゲインズビル）、第二は回避費用方式に基づくもの（例えば、カリフォルニア州、バーモント州のCentral Vermont Public Service社およびウィスコンシン州のWE Energies社（バイオガス））、第三は回避費用または均等化発電費用を度外視して設定される固定価格のインセンティブに基づくもの（例えば、ワシントン州など）である。[123]

他方、二〇一一年四月現在、州独自の「ＦＩＴを導入している州は、カリフォルニア州、ハワイ州、ルイジアナ州、オレゴン州、バーモント州の計五州」[124]とされている。また、アメリカ合衆国国立再生可能エネルギー研究

所の情報（二〇一四年九月八日更新）によると、（義務的な）ＦＩＴまたはそれに類似の制度を実施しているのはカリフォルニア州、ハワイ州、メイン州、オレゴン州、バーモント州、ワシントン州の六州あり、その他いくつかの州に任意的なＦＩＴを採用する電気事業者があるとされている。[125] また、アメリカ合衆国エネルギー情報局によると、二〇一三年五月三〇日現在、七州（カリフォルニア州、ハワイ州、メイン州、オレゴン州、ロードアイランド州、バーモント州、ワシントン州）が義務的なＦＩＴを採用しているとされている。[126] なお、佐藤・前掲注（103）の報告書四頁および一四頁においてルイジアナ州が掲げられている一方で国立再生可能エネルギー研究所の情報にはそれが掲げられていない。これは、確かに厳密には、ルイジアナ州公益サービス委員会（Louisiana Public Service Commission）は、二〇一一年にパイロット事業（Renewable Energy Pilot Project）としてＦＩＴ類似の制度を同州の再生可能エネルギーの選択に関する研究的要素も含めて導入し、電気事業者は再生可能エネルギーを最低六〇＄／ＭＷｈ（最高一二〇＄／ＭＷｈ）で購入する契約を締結することが求められた。しかしながら、契約期間が五年と短期的であったために発電事業者にとって十分な利益を得る保証がなく、再生可能エネルギーに関する独自の事業を展開するに至ったという背景があり、現在は同州においてＦＩＴは採用されていないという。[127]

第２節　七州の制度の検討

このようにＦＩＴを採用している州に関する情報は各組織によって異なり、必ずしも統一化されているわけではないが、本稿では以下、政府機関であるアメリカ合衆国エネルギー情報管理局による情報（二〇一三年五月現在）およびエネルギー省による財政的支援を受けているノースキャロライナ州立大学クリーンエネルギー技術センターによる情報（Database of State Incentives for Renewables & Efficiency）に基づき前記七州の制度の概要を簡潔に記すこととする（カリフォルニア州については詳しく後述する）。なお、アラバマ州、ケンタッキー州、ミシ

シッピ州、ノースキャロライナ州、テネシー州およびヴァージニア州においては、二〇一〇年に期間二〇年の任意的なＦＩＴが創設されたとされているが[128]、同制度は任意的とされているため[129]、本稿においては言及を割愛する。

第１款　ハワイ州（固定価格買取制度（Feed-in Tariff））

二〇一五年六月八日に更新された情報によると[130]、まず背景について、アメリカ合衆国エネルギー省およびハワイ州は、二〇〇八年一月に、ハワイクリーンエネルギーイニシアティブを設立する旨の覚書に署名した。この覚書の合意は、ハワイ州が飛躍的に再生可能エネルギーの発電能力を増加させることを支援し、小島においては再生可能エネルギーのみの利用に移行するための野心的な目標を設定することとしたものである[131]。当該覚書は法的拘束力があるわけではないが、もし成功裡に履行されれば、ハワイ州における油の消費を七二％削減する潜在性があるとされる。二〇〇八年一〇月、同州公益事業委員会はＦＩＴの開発の検討を開始した（Docket No. 2008-0273）。このＦＩＴは、ハワイクリーンエネルギーイニシアティブに従って創設されたものであり、二〇〇八年に定められた一定の目標を定式化（formalize）することにつながるものである。

その後、二〇〇九年九月に同州公益事業委員会がＦＩＴを創設する旨の命令を発したとされる。このＦＩＴは、投資家所有電気事業者三社（ＨＥＣＯ社、ＭＥＣＯ社およびＨＥＬＣＯ社）によって提供され、その価格、期間および標準接続契約は二〇一〇年一〇月一三日に承認された。このＦＩＴに対しては、事業開始から二年後に同州公益事業委員会による監査を受け、その後三年おきに監査を受けるという。このＦＩＴは、Tier 1から3までの三層に分かれている。Tier 1および2について、ＨＥＣＯ社に係るＦＩＴは二〇一〇年一一月一七日に開始され、他の二社に係るＦＩＴは同月二四日に開始された。Tier 3に係る価格については二〇一一年一一月二二日に承認され、価格の改定が同年一二月三〇日に申し立てられた。つまり、このＦＩＴは、前記三社が、当該事

業の技術や規模に応じて一定の価格（〇・一二$／kWhから〇・二六九$／kWh）で二〇年間にわたり電力を買い取る契約を締結することを義務づけたものである。[132]

同州のFITが適用される再生可能エネルギーには、太陽光（photovoltaics）、集光型太陽熱発電（concentrating solar power）、陸上風力（on-shore wind）、In-line 水力（hydropower）が含まれる。そして、適格事業については、二〇年の期間に亘り、固定価格を受け取ることができる。Tier 1は、当該事業が出力二〇kW-AC以下である場合にすべての島および技術内容（太陽光、集光型太陽熱発電、陸上風力、In-line 水力）に適用される。Tier 2は、適用される技術内容は Tier 1と同様であるが、Tier 1よりも規模が大きくなり、出力二〇kW-AC超のもの（すべての島において一〇〇kW-AC以下の陸上風力および In-line 水力、ラナイ島およびモロカイ島において一〇〇kW-AC以下の太陽光および集光型太陽熱発電、マウイ島およびハワイ島において五〇〇kW-AC以下の集光型太陽熱発電、オアフ島において五〇〇kW-AC以下の太陽光および集光型太陽熱発電）に適用される。Tier 3は、Tier 2の上限よりも規模の大きいすべての設備に適用され、オアフ島において五MW-AC以下、マウイ島およびハワイ島において二・七二MW-AC以下の事業に対して適用されるとされている。

なお近時、ハワイ州は、二〇四五年までに一〇〇％の再生可能エネルギー電気を要求することとしたとされている。

第2款　メイン州（地域共同体再生可能エネルギー発電インセンティブ（Community-Based Renewable Energy Production Incentive））

二〇一三年五月現在の情報によると、[133]これは二〇〇九年に創設されたパイロットプログラムであり、[134]出力五〇MWまでの事業について、投資家所有電気事業者（investor-owned utilities）に対して、〇・一$／kWhの料率

で二〇年間の契約を締結するかまたは一・五倍の料率で再生可能エネルギー証書（renewable energy certificates）を購入することを義務づけるものである。一MWを超えるプロジェクトについては競争入札の手続きを通じて価格を決定しなければならないものの、一〇MWまでの幅広い種類の再生可能エネルギープロジェクトの適格性が認められるとされている。

二〇一五年六月五日に更新された情報によると、[135] このプログラムについて適格性が認められるためには、発電設備が少なくとも五一％は州内の者によって所有され、出力一〇MW以下で、州内に所在しなければならないとされる。このプログラムの参加者は、投資家所有電気事業者と二〇年以下の長期契約を締結するか、電力価格の一・五倍の再生可能エネルギー証書を取得するかのいずれかのインセンティブを選択するとされる。後者を選択する場合には、当該再生可能エネルギー証書が同州のRPSを充足するために利用される時に当該一・五倍のインセンティブが認められるとされる。

第3款　オレゴン州（太陽光容量インセンティブ支払いプログラム（Solar Volumetric Incentive and Payments Program））

二〇一三年五月時点の情報によると、[136] 同州の太陽光容量インセンティブ支払いプログラムは、二〇〇九年に創設された試行的なものであるところ（pilot program）[137]（二〇一〇年開始）、オレゴン州の投資家所有電気事業者三社に対して、出力五〇〇kWまでの太陽光発電事業者と一五年間の契約を締結することを義務づけるものである。電気事業者に対する当該義務は同プログラムの累積的目標である二五MWの一部をなすものである。一〇〇kW超の大規模事業は競争入札の手続きを通じて価格を決定しなければならないが、小規模事業については、当該事業の場所や規模に応じて、〇・一八$／kWhから〇・三九$／kWhまでの価格とされている。

二〇一六年一〇月二五日に更新された情報によると、[138] 二〇一三年五月に、同プログラムの上限は二五MWから二七・五MWに増加し、その期限は二〇一六年三月三一日まで延長されたとされている。また、一五年の契約期間満了後は、「資産価値（resource value）」に基づいて、発電された電力について支払いを継続することができ、資産価値はエネルギーの回避費用および送電・配電の回避費用によって決定されるとされている。すなわち、この試行的プログラムへの登録（enrollment）は、二七・五MWの上限に達した時または二〇一六年三月三一日のどちらか早い時点をもって締め切られるとされる。

第4款　ロードアイランド州（再生可能エネルギー成長プログラム（Renewable Energy Growth Program））

従前は地熱、太陽熱、太陽光、風力、バイオマス、水力、埋立地ガス（landfill gas）、海洋熱（ocean thermal）、嫌気性消化（anaerobic digestion）などを対象とする分散型発電標準契約（distributed generation standard contracts）プログラムが存在したが、これは再生可能エネルギー成長プログラムにとって代わった。[139] 二〇一六年八月一日に更新された情報によると、[140] 二〇一四年、H七七二七法は配電事業者（electric distribution companies）の負荷範囲内で系統に接続された再生可能エネルギー設備の設置を合理的な費用で促進するために再生可能エネルギー成長プログラムを創設した。このインセンティブプログラムは一定の出力（MW）目標を達成するために五年間の競争入札を通じて分散型再生可能エネルギー事業の開発や操業に対して経済的支援を行うことを企図したものである。少なくとも五年間、配電事業者は、適格性のある分散型再生可能エネルギー事業（renewable distributed generation projects）に対して複数年の実績に基づくインセンティブ（multi year performance based incentives）を提供することを企図する公益事業委員会に対して価格表を提示する。提示された価格表には上限価格および一五年から二〇年の期間が含まれる。同プログラムは五年の間に合計一六〇MWの分散型再生可能エ

ネルギーの導入を目標とし、一年目は二五ＭＷ、二年目は四〇ＭＷ、三年目および四年目は四〇ＭＷ、五年目はその残余とするものである。同プログラムの最初の四年間は小規模太陽光について少なくとも毎年三ＭＷの目標もある。同プログラムは小規模太陽光とそれ以外に分かれている。後者については、非住宅居住者に対して向けられたものであり、事業用太陽光、風力、嫌気性消化（anaerobic digestion）、小規模水力が含まれる。同プログラムに参加するために申請者は施設の全出力に係る一ｋＷｈ当たりの価格（上限価格を超えることはできない）で入札を行わなければならない。配電事業者は、目標出力に達するまで最低提案価格（lowest proposed prices）およびプロジェクトの完了時期に基づき対象プロジェクトを選定する。分散型再生可能エネルギーの発電事業にインセンティブを与えるために、配電事業者は、望ましい地理的負荷地域において発電事業を行うことを提案する落札者（winning bidder）の落札価格にインセンティブ価格を加えることができる。二〇一六年の参加期間は同年四月一八日から同月二九日までであった。同プログラムは価格表を通じて排他的に管理される。固定価格は、例えば、中規模太陽光（二六－二五〇ｋＷ ＤＣ）については、毎年の参加目標は五ＭＷ（銘板値）、標準実績に基づくインセンティブ（Standard Performance-Based Incentives）は二二・五五 cents/kWh であり、商業規模の太陽光（二五一－九九九ｋＷ ＤＣ）については、毎年の参加目標は八ＭＷ（銘板値）、標準実績に基づくインセンティブはなし（not available）、上限価格は一九・三〇 cents/kWh、風力については、出力に応じて三段階に分かれているが、出力一五〇〇ｋＷから二九九九ｋＷのものについては、毎年の参加目標は九ＭＷ（銘板値）、標準実績に基づくインセンティブはなし、上限価格は一八・七五 cents/kWh などとされている（調達期間はいずれも二〇年）[14]。

また、二〇一六年から始まった同プログラムには、Solar Wise という住宅または事業用建物における省エネに大きな投資を行うことに関連して太陽光発電を導入することを選択した顧客に対して追加的なインセンティブ

を提供するプログラムが含まれている。インセンティブは追加的な省エネに応じて四段階に分かれている（二％増し、四％増し、五％増し、一〇％増し）。

さらに、二〇一六年七月に制定されたH.B. 8534は、同プログラムの一環として、仮想ネット・メータリング共有太陽光発電設備（virtual net metering Shared Solar Facilities）プログラムを追加した。これは、複数家族世帯、キャンパス、複合施設、ビジネスパーク、複合テナントなどにおける太陽光発電を支援しようとするものである。

第5款　バーモント州（適格ＳＰＥＥＤ資源に係る標準提供（Standard Offer for Qualifying SPEED Resources））

二〇一三年五月時点の情報によると、[142] 二〇〇九年に創設されその後改正された同州の標準プログラムは、二・二ＭＷ未満の適格性のある再生可能エネルギー事業について一〇年から二五年間の契約を締結するよう、Vermont Electric Power Producers Inc.を州レベルの取りまとめ役として指定する。買取価格は、回避費用の制限（avoided-cost cap）付きではあるが、市場ベースの競売入札制度によって決定される。毎年目標が増加し、累積的な目標は一二七・五ＭＷとされている。

また、二〇一六年五月一九日に更新された情報によると、[143] 二〇一三年に、バーモント州公益サービス委員会は新しい市場ベースの価格メカニズムを創設したとされ、毎年四月一日に公開される提案要求（Request for Proposal）プロセスを通じて、契約の締結が認められる。同委員会は契約に係る毎年のｋＷｈ当たりの費用を上限として利用するために回避費用を設定する。契約は提案されたｋＷｈ当たりの価格に基づき競争的に選択される。二〇一五年六月、同州は、同制度の名称を持続的価格設定エネルギー事業開発プログラム（Sustainably Priced Energy Enterprise Development Program）から標準提供プログラム（Standard Offer Program）に変更する

法律を制定した。対象となる再生可能エネルギーは、太陽光、風力、バイオマス、水力、都市固形廃棄物（municipal solid waste）、埋立地ガス（landfill gas）および嫌気性消化（anaerobic digestion）とされている。買取期間について、太陽光は一〇年から二五年、その他は一〇年から二〇年とされている。標準提供プログラムの上限は、前記のとおり、一二七・五MW（二〇二二年時点）とされている。

第6款　ワシントン州（再生可能エネルギー費用回収インセンティブ支払い（Renewable Energy Cost Recovery Incentive Payment））

二〇〇六年に開設された同州のプログラムは電気事業者の参加を義務づけていないが[144]、適格性のある発電事業者に対して契約価格を提供することによって参加を選択する電気事業者について、同州は、当該電気事業者に対して、一定の限度額まで、税額控除（tax credits）を通じて、二〇二〇年まで契約価格を補償するとされている。固定価格は、適格性のある太陽光、風力および嫌気性消化（anaerobic digestion）事業について、〇・一二$／kWhから〇・五四$／kWhの間の価格が設定されている。もっとも、発電事業は七五kWを超えることはできず、顧客は一名当たり年間五〇〇〇ドルを超えて受け取ることはできないとされている[145]。同州の制度は電気料金を支払う利用者ではなく、州が最終的に当該プログラムに係る費用について責任を負うため、ドイツと同様のFITではないと指摘されている[146]。

二〇一六年五月一九日に更新された情報によると[147]、発電事業者に支払われるインセンティブの価格は〇・一五$／kWhをベース値として、これに一定の定数を乗じることによって算出される。その結果として、前記のとおり、〇・一二$／kWhから〇・五四$／kWhの間（上限は年間五〇〇〇ドル）で価格が設定される。他方、地域共同体の太陽光事業については〇・三〇$／kWhをベース値としてこれに先と同様に一定の定数を乗じて

インセンティブの価格が算出される。州内の電気事業者はインセンティブを支払ったうえでこれと同額の税額控除を受けることができるが、この税額控除は一〇万ドルまたは当該電気事業者の課税対象となる売電額の〇・五％のいずれか大きい額を超えることはできない。また、地域共同体の太陽光事業へのインセンティブの支払いは全控除許容額の二五％を超えることはできない。インセンティブの価格はこれに対する要求額が利用可能な財源を超える場合には統一的に削減され得る。このプログラムは二〇二〇年六月三〇日まで有効とされている。もっとも、いくつかの電気事業者はこのプログラムの下でのインセンティブの配分に係る上限に達したとされており、これらのうちいくつかの電気事業者は顧客当たりのインセンティブの価格を削減し、その他の電気事業者は新規申請者に対してこのプログラムを閉鎖したとされている。

第7款　カリフォルニア州[148]

（1）カリフォルニア州のＲＰＳ

アメリカ合衆国においては、二〇一四年現在、二九の州、コロンビア特別区および二つの領土においてＲＰＳが採用されており[149]、九つの州および二つの領土において非義務的な再生可能エネルギー目標（renewable portfolio goals）が採用されているとされる[150]。その中でも、最も堅固なＲＰＳがカリフォルニア州[151]、ニューヨーク州、コロラド州およびハワイ州であるとされている[152]。カリフォルニア州は二〇二〇年までに三三％の再生可能エネルギー電気を要求し、ニューヨーク州は二〇一五年までに二九％の再生可能エネルギー電気を要求し、コロラド州は投資家所有電気事業者に対して二〇二〇年までに三〇％の再生可能エネルギー電気を要求し、ハワイ州は二〇三〇年までに四〇％の再生可能エネルギー電気を要求している[153]。さらには、カリフォルニア州は「二〇三〇年に総小売電力量の五〇％」、ニューヨーク州は「二〇三〇年に最終エネルギー消費の四〇％」、ハワイ州は「二〇四

五年に一〇〇％」を掲げているとされている。[154]

カリフォルニア州においては二〇〇二年にＲＰＳが採用され（Senate Bill 1078）、二〇〇六年にそれが強化され（Senate Bill 107）、二〇一〇年までに電力小売りの二〇％を再生可能エネルギーによることを求めた。[155] 二〇一一年四月、新たなＲＰＳが採用され（Senate Bill X1-2）、州内のすべての電力小売事業者（公営電気事業者（publicly owned utilities（POUs））、投資家所有電気事業者（investor-owned utilities）、電気役務提供者（electricity service providers）、および地域選択集合体（community choice aggregators）を含む）は、新ＲＰＳ目標値（二〇一三年末までに電力小売りのうち二〇％を、二〇一六年末までに二五％を、二〇二〇年末までに三三％を再生可能エネルギーによることとする）を採用しなければならないとされた。[156] 二〇一五年一〇月には、二〇三〇年までに電力の五〇％を適格性のある再生可能エネルギーによることを電力小売事業者および公営電気事業者に要求する新たなＲＰＳが採用された（Senate Bill 350）。[157] カリフォルニア州のＲＰＳは、アメリカ合衆国の中で最も野心的な基準の一つであるとされている。[158] カリフォルニア州公益事業委員会（California Public Utilities Commission）および同州エネルギー委員会（California Energy Commission）が共同して当該制度を実施している。[159]

ＲＰＳの実績について、二〇一五年は、カリフォルニア州の三大投資家所有電気事業者で併せて小売電力のうち二七・六％を再生可能エネルギーで賄ったとされている。[160] また、同年における再生可能エネルギー調達率（Renewable Procurement Status Percentage）は、三大投資家所有電気事業者のうち、Pacific Gas & Electric（ＰＧ＆Ｅ）社は二九・五％、Southern California Edison（ＳＣＥ）社は二四・三％、San Diego Gas & Electric（ＳＤＧ＆Ｅ）社は三五．二％とされている。[161]

（2）カリフォルニア州のＦＩＴ（再生可能市場調整制度（Renewable Market Adjusting Tariff））

カリフォルニア州のＲＰＳと併存するＦＩＴは、同州の公益事業者法三九九・二〇条[162]により認められたもので

ある。[163] ここでのＦＩＴは、小規模発電事業者がカリフォルニア州内の三大投資家所有電気事業者（ＰＧ＆Ｅ社、ＳＣＥ社およびＳＤＧ＆Ｅ社）に対して再生可能エネルギー電気を伝送する標準提供契約（standard offer contract）を締結することによる再生可能エネルギー電気の卸売調達プログラム（wholesale renewable energy procurement program）をいうとされている。[164] 同州のＦＩＴは、二〇〇八年二月一四日に同州公益事業委員会がこれを施行し、出力一・五ＭＷ未満の発電設備からの再生可能エネルギー電気を四八〇ＭＷまで購入することを認めたことに始まる。[165] “California's RPS Feed-in Tariff (FIT) Program”と記されているように、カリフォルニア州におけるＦＩＴはＲＰＳと連関している（後述）。すなわち、カリフォルニア州における野心的なＲＰＳの下で、電気事業者は、電気の供給量のうち増加的な一定割合を再生可能エネルギー電源から供給することが義務づけられるところ、再生可能エネルギー産業の成長を後押しするために、同州公益事業委員会は、二〇〇八年に市場価格指示（market price referent）（以下「ＭＰＲ」という）と呼ばれる価格メカニズムを創設した。[166] ＭＰＲは、電気事業者が再生可能エネルギー事業に支払う価格を五〇〇ＭＷの複合サイクルガスタービンに係る発電費用に関連させるものであった。[167] しかしながら、天然ガス価格の下落の結果として、ＭＰＲは太陽光発電設備の建設に十分なインセンティブを提供するものにはならなかった。[168] そこで、同委員会は、二〇一二年五月三一日に Decision 12-05-035 を発行し、[169] 再生可能市場調整制度（Renewable Market Adjusting Tariff）（以下「ReMAT」という）を創設して価格決定方式をＭＰＲから ReMAT に変更することとした。[170]

二〇一六年七月二一日に更新された情報によると、[171] ReMAT は、電気事業者がカリフォルニア州のＲＰＳ基準を満たすことを支援するためのものであり、再生可能エネルギー証書を含む当該エネルギーに関するすべての環境適合性を有するもの（all green attributes）は、売買によって電気事業者に移転する。七万五〇〇〇以上の顧客を有するすべての投資家所有電気事業者および公営電気事業者は、その顧客に対して、標準的な ReMAT を提

供しなければならない。ReMATの下で電気事業者に売電する発電事業者は他州のインセンティブ制度に参加することはできない。ReMATの下での価格は、一般的なReMAT（the general ReMAT program）については州内の累積的出力が七五〇MWに相当するまで、バイオエネルギーに係るReMATについては二五〇MWに相当するまで、利用可能とされている。前者の七五〇MWのプログラムについて投資家所有電気事業者が責任を負う部分は四九三・六MWであり、残りの二五六・四MWは公営電気事業者の間で分担される。ReMATの下で、発電事業者は、三MWまでの小規模設備によって発電された電力を電気事業者に対して一〇年、一五年または二〇年の買取期間で売却する契約を締結することができる。カリフォルニア州公益事業委員会は、FITに参加できる技術を三つに分類した。すなわち、ベースロード（バイオエネルギーおよび地熱）、ピーク時利用可能（As-Available Peaking）（太陽光）および非ピーク時利用可能（As-Available Non-Peaking）（風力および水力）に分類される。ReMATの開始価格は、二〇一一年一一月に行われた再生可能エネルギー競売方式（Renewable Auction Mechanism）によって投資家所有電気事業者三社が最高額で締結した契約の加重平均（weighted average）に基づくものである。当該競売の結果に基づく開始価格は八九・二三$／MWhであった。二〇一六年七月現在の価格は、ベースロードと非ピーク時利用可能については、依然として八九・二三$／MWhであるが、ピーク時利用可能については六一・二三$／MWhとされている。[172]

バイオエネルギー（bioenergy）については、三MW未満の小規模バイオエネルギー発電事業者に係るFITが存在する（SB 1122 of 2012）（Bioenergy Market Adjusting Tariff (BioMAT)）。これは、前記七五〇MWとは別に、累計二五〇MWのバイオエネルギー事業についてReMATを別途運用することをカリフォルニア州の三大投資家所有電気事業者に義務づけるものである。当該バイオエネルギー事業は以下の三つに分けられる。すなわち、廃水処理や都市型有機廃棄物の排水路などから生じるバイオガスについては一一〇MW、日常生活および農業に

よるバイオエネルギーについては九〇ＭＷ、持続的な森林管理の副産物を利用したバイオエネルギーについては五〇ＭＷとされている。BioMAT の一環として発電された電力は電気事業者のＲＰＳの達成に充てられる。

要するに、ReMAT は主に二つの要素から成り立つという。[173] 第一に、ReMAT は、同州公益事業委員会の再生可能エネルギー競売メカニズムの要請に従って投資家所有電気事業者三社によって締結された最高価格による電力購入契約の加重平均に基づく開始価格（starting price）に依拠する。第二に、新しい価格は、市場対応（market response）に基づき再生可能エネルギー発電事業者に対して二カ月おきに支払われる価格を増額または減額することを電気事業者に要求する価格調整メカニズム（price adjustment mechanism）も含むものである。同州公益事業委員会によると、この新しい市場を利用した価格決定方法は、利用者にとって潜在的により安価な費用となる市場条件の変化の便益を実現することを許容するものである。また、この新しい方式は、発電事業者が入札プロセスを通じて市場価格を決定することを認めるものであり、理論的には価格が過度に高額にも低額にもならないように確保し、発電事業者の費用をカバーするのに合理的であり、市場への幅広い参加を奨励することになるであろうとされている。

このように、他の州と同様に、カリフォルニア州が独自の制度を構築しているのは、後述のとおり、連邦法との関係性を考慮してのことと考えられる。

＊　二〇一七年四月五日投稿。

（1）　拙稿「米国における再生可能エネルギー法制の下でのＲＰＳとＦＩＴの関係性に関する考察――カリフォルニア州の制度を素材として」法時八七巻一〇号五二頁（二〇一五年）。本稿は、連邦法やカリフォルニア州以外の州の制度を考察するなどしてこの論文における研究を発展させたものである。本稿は、当該論文に依拠しつつこれに大幅な

修正・加筆を行ったが、記述に一部重複があることをお断りしておく。

（2） *See* Felix Mormann, *Clean Energy Federalism*, 67 Fla. L. Rev. 1621 (2015).

（3） なお、わが国はこの第二約期間には参加していない。

（4） 日本経済新聞二〇一六年一一月五日三面。パリ協定の概要については、環境省「パリ協定の概要（仮訳）」<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）の他、論稿として、髙村ゆかり「パリ協定で何が決まったのか――パリ協定の評価とインパクト」法教四二八号四四頁（二〇一六年）等参照。

（5） もっとも、トランプ政権の下で、アメリカ合衆国はパリ協定を離脱する可能性があるのではないかとも取り沙汰されたが（本稿投稿後にトランプ米大統領はパリ協定からの離脱を表明した（日本経済新聞二〇一七年六月三日朝刊一面））、それを措いても、今後の同国の環境政策は大きく変化することが予想され、再生可能エネルギー法制についても何らかの変更が発生するかもしれない。今後の動向を注視すべきではあるが、本稿においては発足間もないトランプ政権下での同国の再生可能エネルギー法制については考察対象としない。

（6） 一般財団法人高度情報科学技術機構ウェブページ「アメリカの電気事業および原子力産業」<http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_No=14-04-01-06>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。

（7） 経済産業省編『エネルギー白書二〇一六』（経済産業調査会、二〇一六年）一八六頁。

（8） 総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会（第八回会合）資料三「長期エネルギー需給見通し骨子（案）」<http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/008/pdf/008_07.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。

（9） 経済産業省「長期エネルギー需給見通し」（二〇一五年七月）七頁<http://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/mitoshi/pdf/report_01.pdf>および資源エネルギー庁「再生可能エネルギーの導入促進に係る制度改革について」（二〇一六年六月）三頁<http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20160613/saiseienergy.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。

（10） 電気事業者は一般的には「電力会社」と呼ばれるが、本稿では、法律上の用語に従い、「電気事業者」との用語

を用いる。

(11) 新エネルギー等電気の利用義務の履行方法については、いくつかの方法を選択できるとされた。大塚直『環境法〈第三版〉』（有斐閣、二〇一〇年）一六七頁参照。

(12) 筆者は固定価格買取制度について過去に検討したことがある。拙稿「地熱エネルギーの利用促進に係る法的課題—温泉資源の保護との調整的視点に基づく考察」地熱技術三八巻三号二三頁（二〇一三年）、同「再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関する最近の動向」環境管理五〇巻八号五六頁（二〇一四年）等参照。

(13) 大塚直「再生可能エネルギーに関する二大アプローチと国内法」法時八四巻一〇号四六頁（二〇一二年）。

(14) Pub. L. No. 66-280, 41 Stat. 1063 (codified as amended 16 U.S.C. §§ 791–828c (2012)).

(15) Fred Bosselman, Joel B. Eisen, Jim Rossi et al., Energy, Economics and The Environment Cases and Materials (Foundation Press, 3rd ed., 2010), at 10.

(16) *Id.*

(17) Craig M. Kline, *Solar*, in The Law of Clean Energy Efficiency and Renewables (Michael B. Gerrard ed., 2011) ("Law of Clean Energy"), at 401.

(18) *Id.*

(19) *Id.*

(20) Joseph P. Tomain and Richard D. Cudahy, Energy Law (2nd ed., 2011), at 140.

(21) *Id.* at 143.

(22) *Id.*

(23) 16 U.S.C. § 824d(a).

(24) Bosselman, Eisen, Rossi et al., *supra* note 15, at 683.

(25) FERC v. Electric Power Supply Ass'n, et al., 136 S. Ct. 760 (2016).

(26) FERC, *Demand Response Compensation in Organized Wholesale Energy Markets*, Order No. 745, 76 Fed. Reg. 16658 (codified at 18 C.F.R. § 35.28(g)(1)(v)).

（27） 136 S. Ct. at 760.

（28） 本段落につき、136 S. Ct. at 766–67.

（29） Keatan Williams, *Federal Energy Regulatory Commission v. Electric Power Supply Association, 136 S. Ct. 760 (2016)*, 0 Pub. Land & Resources L. Rev. 1 (2015-2016), *available at* http://scholarship.law.umt.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1474&context=plrlr (last visited on Apr. 3, 2017).

（30） 136 S. Ct. at 763, 772 (quoting Electric Power Supply Ass'n v. FERC, 753 F.3d 216 (D.C. Cir. 2014)).

（31） 16 U.S.C. §§ 824(b), 824d(a), 824e(a).

（32） 16 U.S.C. § 824(b).

（33） 本段落につき、136 S. Ct. at 762–63.

（34） 18 C.F.R. § 35.28(g)(1).

（35） 本段落につき、136 S. Ct. at 763.

（36） 本段落につき、*Id.* at 773.

（37） 本段落につき、*Id.* at 774.

（38） 本段落につき、*Id.* at 775–76.

（39） 本段落につき、*Id.* at 780.

（40） 本段落につき、*Id.* at 781–82.

（41） 本段落につき、*Id.* at 782.

（42） 本段落につき、*Id.* at 784.

（43） 本段落につき、*Id.* at 784.

（44） 本段落につき、*Id.* at 785–86.

（45） *Id.* at 789.

（46） *See* Matthew R. Christiansen, *FERC v. EPSA: Functionalism and the Electricity Industry of the Future*, 68 Stan. L. Rev. Online 100, at 101 (2016).

（47） *Id*. at 103.

（48） *Id*.

（49） 16 U.S.C. § 824(b)(1). *See* 136 S. Ct. at 767.

（50） *Id*. § 824d(a).

（51） Michael Dotten and Zachary Kearns, *FERC at the Supreme Court: Drawing the Line Between Federal and State Jurisdiction Over Electric Power Markets, available at* http://www.martenlaw.com/newsletter/20160323-ferc-jurisdiction-electric-power-markets (last visited on Apr. 3, 2017).

（52） Christiansen, *supra* note 46, at 101.

（53） *See* Miss. Power & Light Co. v. Mississippi ex rel. Moore, 487 U.S. 354, 374 (1988); Christiansen, *supra* note 46, at 101.

（54） Christiansen, *supra* note 46, at 101; Robert R. Nordhaus, *The Hazy "Bright Line": Defining Federal and State Regulation of Today's Electric Grid*, 36 Energy L.J. 203, at 207 (2015).

（55） 136 S. Ct. at 781.

（56） 753 F.3d at 225.

（57） Christiansen, *supra* note 46, at 105.

（58） *Id*. at 106.

（59） *Id*. at 102. *See also* Giovanni S. Saarman González, *Evolving Jurisdiction Under the Federal Power Act: Promoting Clean Energy Policy*, 63 UCLA L. Rev. 1422, at 1460 (2016).

（60） González, *supra* note 59, at 1460.

（61） Joel B. Eisen, *FERC's Expansive Authority to Transform the Electric Grid*, 49 U.C. Davis L. Rev. 1783 (2016).

（62） Williams, *supra* note 29, at 6.

（63） Sharon B. Jacobs, *Energy Deference*, 40 Harv. Envtl. L. Rev. Forum. 49, at 50 (2016). この論稿は、恣意性の論点について、行政法の観点から論じている。

(64) *Id.* at 57.

(65) FERC, *What is a Qualifying Facility?, available at* https://www.ferc.gov/industries/electric/gen-info/qual-fac/what-is.asp (last visited on Apr. 3, 2017).

(66) *See* Bradley Motl, *Reconciling German-Style Feed-in Tarrifs with PURPA*, 28 Wis. Intl L.J. 742, at 745 (2011).

(67) Jim Rossi, *Clean Energy and The Price Preemption Ceiling*, 3 San Diego J. Climate & Energy L. 243, at 254 (2011–2012).

(68) なお、後述するカリフォルニア州においては、適格設備ではなくとも、投資家所有電気事業者はその他の市場（例えば、同州熱電併給（combined heat and power）プログラムや資源適正要求（resource adequacy requirements）など）を通じて、競争力のある卸売電力を調達できるとされている。Rachael MacDonald and Jason Harville, *California and Public Utility Regulatory Policies Act* (a meeting material), at 7 (Sep. 8, 2016).

(69) 16 U.S.C. § 824a–3(a).

(70) 16 U.S.C. § 824a–3(b).

(71) *Id.*

(72) 18 C.F.R. § 292.304. 佐藤佳邦「再生可能エネルギー電力普及策と送電線中立化策：米国の電力買取制度をめぐる議論」電力中央研究所報告（調査報告：Ｙ１２０２７）六頁注17（二〇一三年）参照。

(73) 16 U.S.C. § 796(17) (E).

(74) FERC, *supra* note 65.

(75) *Id.*

(76) MacDonald and Harville, *supra* note 68, at 2.

(77) Sam D. Bolstad, *Your Local Solar Panel Store: Developing State Laws to Encourage Third-Party Power Purchase Agreements and Distributed Generation*, 99 Minn. L. Rev. 705, at 736 (2014).

(78) 佐藤・前掲注（72）六頁（二〇一三年）。

(79) Motl, *supra* note 66, at 766.

(80) *Id.* at 760.
(81) *See Id.* at 764-65.
(82) Rachael and Harville, *supra* note 68, at 3.
(83) *Id.*
(84) Motl, *supra* note 66, at 744, 767.
(85) U.S. Department of Energy Office of Electricity Delivery & Energy Reliability, *PUBLIC UTILITY REGULATORY POLICIES ACT OF 1978 (PURPA), available at* https://energy.gov/oe/services/electricity-policy-coordination-and-implementation/other-regulatory-efforts/public (last visited on Apr. 3, 2017).
(86) *Id.*
(87) *Id.*
(88) 中川かおり「米国における再生可能エネルギー法制――連邦法を中心に――」外国の立法二二五号二三頁（二〇〇五年）。同法に関する和文文献として、加藤峰夫「アメリカの地球温暖化対策法制度――THE U.S. ENERGY POLICY ACT, 1992（一九九二年米国エネルギー政策法）を中心として――」エコノミア四六巻一号四三頁（一九九五年）参照。
(89) Pub. L. No. 109-58, 119 Stat. 594 (Aug. 8, 2005).
(90) 小笠原潤一「米国二〇〇五年エネルギー政策法の電力分野での適用状況」エネルギー経済三二巻三号一頁（二〇〇六年）<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1277.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）。同法についてこの他に、飯沼芳樹・小田晴夫・森永茂彦「二〇〇五年エネルギー政策法成立後の電気事業者の評価について（米国）――ウォールストリート格付け機関を訪問して」海外電力四八巻一号七六頁（二〇〇六年）、松山貴代子「二〇〇五年エネルギー政策法に対する各界の反応（米国）」ＮＥＤＯ海外レポート九六二号五二頁（二〇〇五年）<http://www.nedo.go.jp/content/100106405.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）、杉野綾子「米国のエネルギー政策動向と国際エネルギー市場への影響に関する調査」<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1141.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）参照。

(91) ネット・メータリング（net metering）とは、「発電施設を有する消費者が電力会社に余剰電力を供給する場合には、供給した分だけ電気メータを戻すことを認めるもの」と説明されている。中川・前掲注（88）三三頁ないし三四頁。

(92) Bosselman, Eisen, Rossi et al., *supra* note 15, at 11.

(93) 「Energy Policy Act of 2005 の構成と内容」（一般財団法人日本エネルギー経済研究所）<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1150.pdf>（最終閲覧日：二〇一七年四月三日）参照。

(94) PURPA Section 210(m); 16 U.S.C. § 824a-3(m). 佐藤・前掲注（72）一六頁（二〇一三年）、Peter Richardson and Ken Kaufmann, *Utilizing PURPA in Today's Deregulated Wholesale Market* (2012), at 33-36, *available at* http://lklaw.com/wordpress_dev2/wp-content/uploads/2012/08/5June2012-Utilizing-PURPA-in-todays-Deregulated-Wholesale-Market.pdf (last visited on Apr. 3, 2017).

(95) Rachael and Harville, *supra* note 68, at 5.

(96) 中川・前掲注（88）二三頁ないし二四頁参照。

(97) Joshua P. Fershee, *Renewables Mandates and Goals*, in Law of Clean Energy (*supra* note 17), at 83-84.

(98) Francesca F. Bochner, *Water, Wind, and Fire: A Call for A Federal Renewable Portfolio Standard*, 25 Duke Envtl. L. & Poly F. 201, at 225 (2014). なお、これによると、オバマ前大統領はその就任前に連邦レベルのＲＰＳの創設を約束したが、二〇一三年の気候アクションプラン（Climate Action Plan）においてはこれには言及がなされなかったとされている。*Id.* at 203.

(99) Fershee, *supra* note 97, at 83. 井上寛「米国における再生可能エネルギーの開発とその課題～再エネ開発の取り組みは州によって温度差～」海外電力五七巻三号三三頁（二〇一五年）。

(100) 宮田智之「米国における州の再生可能エネルギー法制――ＲＰＳを中心に――」外国の立法二二五号三八頁（二〇〇五年）。

(101) 井上・前掲注（99）三一頁。

(102) 州レベルのＲＰＳ（アイオワ州、ハワイ州、カリフォルニア州およびコロラド州）についてより詳しくは、

Bochner, *supra* note 98, at 211–15.

(103) 佐藤佳邦「米国各州の再生可能エネルギー電力買取制度（ＦＩＴ）――買取価格の決め方と費用回収規定――」電力中央研究所報告（調査報告：Ｙ１１００１）四頁（二〇一一年）参照。

(104) 中川・前掲注（88）二二頁以下参照。なお、アメリカ合衆国におけるグリーン電力市場の動向については、「米国におけるグリーン電力市場の現状」海外電力五八巻二号八一頁（二〇一六年）参照。二〇〇五年現在における連邦政府による再生可能エネルギー支援策については、櫻井斉「米国の再生可能エネルギー促進政策の動向――促進政策の発展とニューヨーク州のＲＰＳ制度」海外電力四七巻八号七頁（二〇〇五年）以下参照。

(105) 中川・前掲注（88）二四頁以下参照。また、近時の論稿によると、再生可能エネルギーの支援制度として、以下のような分類がなされている。①投資に焦点を当てたメカニズム（investment-focused mechanisms）（補助金（investment subsidies）、税額控除（tax incentives）、貸付（loan）、入札制度（investment tender mechanism））および②発電に焦点を当てたメカニズム（production-focused mechanisms）（ＦＩＴ（feed-in tariffs）、ネット・メータリング（net metering）、発電入札メカニズム（production tender mechanism）、割当義務（quota obligations））である。*See* Temitope Tunbi Onifade, *Global Clues for Choosing Suitable Support Systems for Renewable Energy in the Power Sector*, 6 Renewable Energy L. & Poly Rev 25, at 29–34 (2015).

(106) 本節第１款および第２款の記述は以下に拠った。アメリカ合衆国エネルギー情報局（U.S. Energy Information Administration ("U.S. EIA")）, *Annual Energy Outlook 2016 with projections to 2040* (August 2016), at LR-7–9, *available at* http://www.eia.gov/outlooks/aeo/pdf/0383(2016).pdf (last visited on Apr. 3, 2017). また、同局によると、アメリカ合衆国において再生可能エネルギーの普及を促進する制度として、ＦＩＴの他に、再生可能エネルギー発電設備の購入に係るリベート（rebates）、ＲＰＳ、ネット・メータリングおよび税額控除が挙げられている。U.S. EIA, *Feed-in tariff: A policy tool encouraging deployment of renewable electricity technologies, available at* http://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=11471# (last visited on Apr. 3, 2017). また、気候変動問題に対応するために電力供給を多様化する法的アプローチ（ＲＰＳ、ＦＩＴ、税額控除等その他の財政的支援等）について、以下も参考になる。*See* Jim Rossi and Thomas Hutton, *Electricity Background and Trends*, in Global Climate Change and U.S.

Law (Michael B. Gerrard and Jody Freeman eds., 2nd ed., 2014), at 435–42.

(107) 本段落につき、U.S. EIA, *supra* note 106, at LR-7. より詳しくは、*see Id.* at LR-8 (Table LR 3-1).

(108) Pub. L. No. 102-486, 106 Stat. 2776 (Oct. 24, 1992).

(109) 税額控除以外の同法に基づく刺激策として、クリーンエネルギー活動の支援のために九〇〇億ドルを提供し、そのうち二五〇億ドルを再生可能エネルギー発電に提供するというものがあったとされる。Adam Wilson, *The Future Looks Bright, Or Does It? An Analysis of Solar Energy Law and Policy in The United States*, 22 J. Envtl. & Sustainability L. 333, at 342 (2016); Joseph E. Aldy, *A Preliminary Review of the American Recovery and Reinvestment Act's Clean Energy Package* (HKS Faculty Research Working Paper Series RWP11-048, John F. Kennedy School of Gov., Harvard U., 2011), at 10, *available at* https://dash.harvard.edu/handle/1/5688917 (last visited on Apr. 3, 2017). また、オバマ政権によって採用されたアメリカ合衆国西部における二八万五〇〇〇エーカーの連邦政府が所有する土地上の太陽光発電事業の開発にインセンティブを与えるプログラム（二〇一二年）もあったとされる。Wilson, *supra* note 109, at 344.

(110) 本段落につき、U.S. EIA, *supra* note 106, at LR-7.

(111) 本段落につき、*Id.*

(112) 本段落につき、*Id.*

(113) 本段落につき、*Id.* at LR-7-8.

(114) Pub. L. No. 94-163, 89 Stat. 871 (Dec. 22, 1975).

(115) Pub. L. No. 110-140, 121 Stat. 1492 (Dec19, 2007).

(116) 本款につき、U.S. EIA, *supra* note 106, at LR-8-9.

(117) Toby Couture and Karlynn Cory, *State Clan Energy Policies Analysis (SCEPA) Project: An Analysis of Renewable Energy Feed-in Tariffs in the United States* (Natl Renewable Energy Lab., 2009), at 2, *available at* http://www.nrel.gov/docs/fy09osti/45551.pdf (last visited on Apr. 3, 2017). また、以下のウェブページも参照。National Renewable Energy Laboratory, *Feed-In Tariffs*, *available at* http://www.nrel.gov/tech_deployment/state_local_

governments/basics_tariffs.html (last visited on Apr. 3, 2017).

(118) ウィスコンシン州のＦＩＴは義務的ではなく任意的であるとされている。これは前記ＰＵＲＰＡの回避費用の上限を考慮してのことであるとされる。Motl, *supra* note 66, at 759-60.

(119) Couture and Cory, *supra* note 117, at 7.

(120) 富田直子・水村賢治「米国における固定価格買取（ＦＩＴ）制度の動向―連邦法との整合性を中心に」海外電力五二巻九号三七頁ないし三九頁（二〇一〇年）。同三八頁の表も参照。

(121) Couture and Cory, *supra* note 117, at 7.

(122) *Id.*

(123) *Id.* at 2, 15.

(124) 佐藤・前掲注（103）四頁（二〇一一年）。

(125) National Renewable Energy Laboratory, *supra* note 117.

(126) U.S. EIA, *Feed-in tariff: A policy tool encouraging deployment of renewable electricity technologies* (May 30, 2013), *available at* http://www.eia.gov/todayinenergy/detail.php?id=11471 (last visited on Apr. 3, 2017).

(127) 筆者の現地ヒアリング調査による。*See* an email from Mr. Dean Boyer to Hiroshi Kobayashi as of September 10, 2016 and another email from Ms. Casey DeMoss to Hiroshi Kobayashi as of September 13, 2016. *See also* Louisiana Public Service Committee, *In re: Re-study of the feasibility of a renewable portfolio standard for the State of Louisiana* (Docket No. R-28271 SUBDOCKET B (Corrected))(on file with author), at 3-5.

(128) U.S. EIA, *Feed-In Tariffs and similar programs* (May 2013), *available at* https://www.eia.gov/electricity/policies/provider_programs.cfm (last visited on Apr. 3, 2017).

(129) これらの州が任意的なＦＩＴを採用しているのは前記のＰＵＲＰＡによる制約を考慮しているからと思われる。*See* Motl, *supra* note 66, at 764-65.

(130) U.S. Department of Energy ("U.S. DOE"), *Feed-in-Tariff, available at* https://energy.gov/savings/feed-tariff; The N.C. Clean Energy Technology Center at N.C. State University (Database of State Incentives for Renewables

& Efficiency (“DSIRE”), *Feed-in-Tariff*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/5671 (last updated on June 8, 2015) (last visited on Apr. 3, 2017). 本款の記述は、原則として当該ウェブページの記載に拠ったものである。

(131) なお、ハワイ州は、例外的にＦＰＡの下でのＦＥＲＣの管轄に服さないとされている。Rossi, *supra* note 67, at 254.

(132) U.S. EIA, *supra* note 128.

(133) *Id.* 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(134) 35-A M.R.S. § 3601 et seq.

(135) U.S. DOE, *COMMUNITY-BASED RENEWABLE ENERGY PRODUCTION INCENTIVE (PILOT PROGRAM)*, *available at* https://energy.gov/savings/community-based-renewable-energy-production-incentive-pilot-program; DSIRE, *Community-Based Renewable Energy Production Incentive (Pilot Program)*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/3544 (last updated on June 5, 2015) (last visited on Apr. 3, 2017). 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。なお、本稿投稿後に当該ウェブページは二〇一七年五月二五日付けで更新された。それによると、このプログラムの期限は二〇一五年一二月三一日から二〇一八年一二月三一日に延長されたようである。

(136) U.S. EIA, *supra* note 128. 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。オレゴン州の制度に関する和文文献として、水村賢治「オレゴン州、固定価格買取（ＦＩＴ）制度の試験プログラムを開始」海外電力五二巻九号九五頁（二〇一〇年）参照。

(137) Or. Rev. Stat. § 757.365. 佐藤・前掲注（103）（二〇一一年）一四頁も参照。

(138) DSIRE, *Solar Volumetric Incentive and Payments Program*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/3564 (last updated on October 25, 2016) (last visited on Apr. 3, 2017). 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(139) DSIRE, *Distributed Generation Standard Contracts*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/

program/detail/5010 (last updated on May 8, 2015) (last visited on Apr. 3, 2017).

(140) U.S. DOE, *RENEWABLE ENERGY GROWTH PROGRAM*, *available at* https://energy.gov/savings/renewable-energy-growth-program; DSIRE, *Renewable Energy Growth Program*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/5523 (last updated on August 1, 2016) (last visited on Apr. 3, 2017). 本款の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。なお、本稿投稿後に当該ウェブページは二〇一七年七月一三日付けで更新された。それによると、二〇一七年六月に制定されたS.B. 112Aによってこのプログラムは二〇二九年末まで延長され、毎年の目標についても四〇ＭＷ（二〇二〇年から二〇二九年の間に累計四〇〇ＭＷの再生可能エネルギーの調達）に増加したとされている。

(141) 詳細な表は、*Id.*

(142) U.S. EIA, *supra* note 128. 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(143) U.S. DOE, *STANDARD OFFER PROGRAM*, *available at* https://energy.gov/savings/standard-offer-program; DSIRE, *Standard Offer Program*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/5680 (last updated on May 19, 2016) (last visited on Apr. 3, 2017). 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(144) その意味では同州のプログラムは任意的な制度と評価できなくもないが、電気事業者が参加を選択する場合には、当該プログラムが適用され、税額控除を通じて契約価格が補償されるというＦＩＴ類似の制度であると解される。

(145) U.S. EIA, *supra* note 128. 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(146) Motl, *supra* note 66, at 758.

(147) U.S. DOE, *RENEWABLE ENERGY COST RECOVERY INCENTIVE PAYMENT*, *available at* https://energy.gov/savings/renewable-energy-cost-recovery-incentive-payment; DSIRE, *Renewable Energy Cost Recovery Incentive Payment*, *available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/5698 (last updated on May 19, 2016) (last visited on Apr. 3, 2017). 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(148) カリフォルニア州の制度に関する考察は、拙稿・前掲注（1）五二頁以下に拠りつつ、これに加筆・修正を行ったものである。なお、二〇〇五年現在におけるカリフォルニア州の再生可能エネルギー支援政策については、櫻井・

前掲注（104）一〇頁以下参照。また、同州の自家発電奨励金制度については、青木雄亮「カリフォルニア州の自家発電奨励金制度の動向」海外電力五八巻九号五九頁（二〇一六年）参照。これによると、「太陽光発電を除き、あらゆる電源が対象となっている」が、「受けることができる投資額は五〇〇万ドルもしくは投資額の六〇％を上限としている」とされている。太陽光発電補助制度については、二〇〇六年に「California Solar Initiative が施行され」たとされている。同六〇頁および六一頁。また、カリフォルニア州のネット・メータリングについては、*see* California Public Utilities Commission, *Net Energy Metering (NEM), available at* http://www.cpuc.ca.gov/General.aspx?id=3800 (last visited on Apr. 3, 2017); DSIRE, *Net Metering, available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/276 (last updated on May 12, 2016) (last visited on Apr. 3, 2017). これによると、その場所における電力需要を満たすために太陽光など一定の再生可能エネルギー発電設備（一ＭＷ以下）を導入する顧客は、同州のネット・メータリングの適用を受ける資格があるとされる。

(149) なお、二〇〇五年現在におけるニューヨーク州のＲＰＳ制度については、櫻井・前掲注（104）一五頁以下参照。

(150) Wilson, *supra* note 109, at 347–48.

(151) カリフォルニア州のＲＰＳを解説した和文文献（二〇〇五年八月）として、宮田・前掲注（100）三九頁以下参照。

(152) Wilson, *supra* note 109, at 348.

(153) *Id.*

(154) 髙村ゆかり「再生可能エネルギーをめぐる法政策―日本の現状と課題」環境三学会合同シンポジウム（二〇一六年七月二四日）二〇頁。前記のとおり、近時、ハワイ州が二〇四五年までに一〇〇％の再生可能エネルギー電気を要求することとしたことは注目される。

(155) Cal. Energy Comm'n, *Renewables Portfolio Standard (RPS), available at* http://www.energy.ca.gov/portfolio/ (last visited on Apr. 3, 2017).

(156) *Id.*

(157) *Id.*

(158) Cal. Public Utilities Comm'n ("CPUC"), *RPS Program Overview, available at* http://www.cpuc.ca.gov/RPS_

Overview/ (last visited on Apr. 3, 2017).

（159） *Id.*

（160） CPUC, *California Renewables Portfolio Standard (RPS), available at* http://www.cpuc.ca.gov/*RPS/* (last visited on Apr. 3, 2017).

（161） *Id.*

（162） Pub. Util. Code § 399.20.

（163） CPUC, *Frequently Asked Questions: California's RPS Feed-in Tariff (FIT) Program* (Last updated: 02/01/2014).

（164） *Id.*

（165） CPUC, *Feed-in-Tariff Legislative History, available at* http://www.cpuc.ca.gov/General.aspx?id=5849 (last visited on Apr. 3, 2017).

（166） Public Utilities Reports, Inc., *California Revisits Its Feed-in Tariff Program*, 4124 Pur Util. Reg. News 1 (June 7, 2013).

（167） *Id.*

（168） *Id.*

（169） CPUC, Decision Revising Feed-in Tariff Program, Implementing Amendments to Public Utilities Code Section 399.20 Enacted by Senate Bill 380, Senate Bill 32, and Senate Bill 2 1X (May 31, 2012).

（170） Public Utilities Reports, Inc., *supra* note 166.

（171） U.S. DOE, *RENEWABLE MARKET ADJUSTING TARIFF (REMAT), available at* https://energy.gov/savings/renewable-market-adjusting-tariff-remat; DSIRE, *Renewable Market Adjusting Tariff (ReMAT), available at* http://programs.dsireusa.org/system/program/detail/5665 (last updated on July 21, 2016) (last visited on Apr. 3, 2017). 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

（172） CPUC, *Bioenergy Feed-in Tariff (SB 1122), available at* http://www.cpuc.ca.gov/SB_1122/ (last updated on Feb. 7, 2017) (last visited on Apr. 3, 2017). 本段落の記述は、当該ウェブページの記載に拠った。

(173) 本段落の記述は、以下に拠った。Public Utilities Reports, Inc., *California Updates Feed-in Tariff*, 4075 PUR Util. Reg. News 4 (June 15, 2012).